

平成十六年内閣府令第百七号
信託業法施行規則

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 信託会社

第一節 総則（第五条—第二十六条）

第二節 業務（第二十八条—第四十一条の人）

第三節 経理（第四十二条・第四十三条）

第四節 監督（第四十四条—第五十一条）

第五節 特定の信託についての特例（第五十一条の二—第五十三条）

第六節 外国信託業者（第五十四条—第六十七条）

第七節 指図権者（第六十八条）

第八節 信託契約代理店

第九節 指定紛争解決機関

第十節 業務（第七十六条—第七十八条）

第十一節 経理（第七十九条・第七十九条の二）

第十二節 監督（第八十条）

第十三節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第十四節 業務（第八十一条—第八十三条）

第十五節 経理（第八十一条—第八十三条）

第十六節 監督（第八十一条—第八十三条）

第十七節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第十八節 業務（第八十一条—第八十三条）

第十九節 経理（第八十一条—第八十三条）

第二十節 監督（第八十一条—第八十三条）

第二十一節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第二十二節 業務（第八十一条—第八十三条）

第二十三節 経理（第八十一条—第八十三条）

第二十四節 監督（第八十一条—第八十三条）

第二十五節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第二十六節 業務（第八十一条—第八十三条）

第二十七節 経理（第八十一条—第八十三条）

第二十八節 監督（第八十一条—第八十三条）

第二十九節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第三十節 業務（第八十一条—第八十三条）

第三十一節 経理（第八十一条—第八十三条）

第三十二節 監督（第八十一条—第八十三条）

第三十三節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第三十四節 業務（第八十一条—第八十三条）

第三十五節 経理（第八十一条—第八十三条）

第三十六節 監督（第八十一条—第八十三条）

第三十七節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第三十八節 業務（第八十一条—第八十三条）

第三十九節 経理（第八十一条—第八十三条）

第四十節 監督（第八十一条—第八十三条）

第四十一節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第四十二節 業務（第八十一条—第八十三条）

第四十三節 経理（第八十一条—第八十三条）

第四十四節 監督（第八十一条—第八十三条）

第四十五節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第四十六節 業務（第八十一条—第八十三条）

第四十七節 経理（第八十一条—第八十三条）

第四十八節 監督（第八十一条—第八十三条）

第四十九節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第五十節 業務（第八十一条—第八十三条）

第五十一節 経理（第八十一条—第八十三条）

第五十二節 監督（第八十一条—第八十三条）

第五十三節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第五十四節 業務（第八十一条—第八十三条）

第五十五節 経理（第八十一条—第八十三条）

第五十六節 監督（第八十一条—第八十三条）

第五十七節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第五十八節 業務（第八十一条—第八十三条）

第五十九節 経理（第八十一条—第八十三条）

第六十節 監督（第八十一条—第八十三条）

第六十一節 指定紛争解決機関（第八十一条—第八十三条）

第六十二節 業務（第八十一条—第八十三条）

第六十三節 経理（第八十一条—第八十三条）

第六十四節 監督（第八十一条—第八十三条）

第一章 総則

総則

（定義）

第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「指定紛争解決機関」、「手続対象信託業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項又は第十五項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、指定紛争解決機関、手続対象信託業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。（訳文の添付）

第二条 法、信託業法施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に提出し又は委託者、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条、第三十七条第一項第五号及び第五項、第三十八条第一項第一号の二、第七号及び第八号、第四十一条第一項第三号、第三項第三号、第五項第一号の二及び第四号、第四十一条の四並びに第六十八条第一項第三号において同じ。）若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。（外国通貨の換算）

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣、金融庁長官若しくは財務局長に提出し又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りではない。（親法人等又は関連法人等）

第四条 令第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の關係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
 一　他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
 二　他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己的の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使するに認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七を除き、以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等と当該他の法人等の意思と同一の内容の議決権を行使していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己的の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己的の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの。

2 令第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ハ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ニ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていていること。

ホ その他当該法人等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己的の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己的の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの。

3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

4 令第二条第五項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合においてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用する。

第二章 信託会社

第一節 総則

（免許の申請）

第五条 法第三条の免許を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の所在地を管轄する財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

二 信託業務以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて第二十八条第二項各号に掲げる事項が明確に記載されているもの

三 取締役（相談役、顧問その他いかななる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項、第十三条第一号の二及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかななる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項、第十三条第一号の二及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住

- 民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面）
- 三の二 取締役、執行役及び監査役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の登記事項証明書（以下同じ。）又はこれに代わる書面）
- 四の二 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面（以下同じ。）及び名を当該取締役、執行役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面（以下同じ。）又はこれに代わる書面）
- 五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面。以下同じ。）及び住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面）
- 六 主要株主（法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十四条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第八を除き、以下同じ。）の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面
- 七 主要株主が法第五条第二項第九号イ及びロ並びに第十号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面
- 八 次に掲げる事項に関する社内規則
- 九 信託財産に関する経理
- ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧
- ハ 第四十条第二項各号に掲げる業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）
- 九 信託業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）
- 十 信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面
- 十一 その他法第五条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- （業務方法書の記載事項）
- 第六条** 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。
- 一 金銭
 - 二 有価証券（第十一号に掲げる財産に該当するもの及び第十三号に掲げる財産を除く。）
 - 三 金銭債権（第十一号に掲げる財産に該当するものを除く。）
 - 四 土地及びその定着物
 - 五 地上権
 - 六 土地及びその定着物の賃借権
 - 七 土地及びその定着物の賃借権
 - 八 担保権
 - 九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第三十七条第一項第七号及び第五十一条の七第一項第一号トにおいて同じ。）
 - 十 特定出資（資産の流動化に関する法律第二条第六項に規定する特定出資をいう。）
 - 十一 電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）
 - 十二 暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）
 - 十三 電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）
 - 十四 前各号に掲げる財産以外の財産
 - 十五 前各号に掲げる財産のうち、種類を異にする二以上の財産
- 2 法第四条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 信託業務の運営の基本方針
 - 二 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針
- 第七条** 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- （免許の審査）
- 一 資本金の額及び純資産額が令第三条に規定する額以上であること。

二 純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度（業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度を経過するまでの期間をいう。）を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

三 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧に關し業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること。

四 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者が確保されていること。

ロ 管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。）を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者（第三者に法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を委託して管理又は処分を行う場合にあっては、当該第三者を含む。）が確保されていること。

ハ 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ニ 第四十条第一項各号のいずれにも適合すること。

五 信託業務以外の業務を営む場合にあっては、法第五条第二項第七号に該当するか否かを判断するにあたって、第二十八条第三項各号に掲げる基準に適合すると認められること。ただし、同項第一号イに掲げる基準にあっては、当該第三者を含む。が確保されていること。

（心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者）

第七条の二 法第五条第二項第八号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信託業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者）

第七条の三 法第五条第二項第九号イ及び同項第十号ハ（1）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第八条 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該信託会社が子会社等（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に關する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第三号に規定する子会社及び同条第七号に規定する関連会社をいう。第四十二条第二項第一号及び第四十三条において同じ。）を有する場合 当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（他に當んでいる業務に關し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額のうちいかが低い方の金額

二 前号以外の場合 当該信託会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額

三 前項の資産及び負債の評価は、計算を行なう日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて評価した価額によらなければならない。

四 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。

一 金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額

二 市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額

三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 債却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 債却不足額を控除した金額

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実）

第九条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用者、又はこれらであった者で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 会社に対して重要な融資を行つてること。

三 会社に対して重要な技術を提供していること。

四 会社との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十一条 法第五条第五項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として保有する株式又は出資に係る議決権（法第五条第七項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができるとする権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の保有する株式又は出資に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共に当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得

した株式以外の株式を取得したときは、有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取業者（同法第一条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）に委託して行つた場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が保有する当該会社の株式に係る議決権（法第五条第七項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として保有する会社の株式又は出資（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権（資本金の額の減少の認可）

第十一條 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、法第六条の規定により資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官又は財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本金の額
- 二 減資後の資本金の額
- 三 減資予定年月日
- 四 減資の方法

2 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 資本金の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録
- 四 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）

五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 資本金の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

二 資本金の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

三 減資後の資本金の額が、令第三条に規定する額以上であること。

四 減資後の純資産額が、減資をした日の属する事業年度（減資をする日以降の期間に限る。）及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度を通じて令第三条に規定する額を下回らない水準に維持されると見込まれること。

（登録等の申請）

第十二条 法第七条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第八条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の本店の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第七条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。

（登録申請書の添付書類）

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第三号まで、第四号及び第五号から第九号までに掲げる書面

二 取締役、執行役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第三号の二取締役、執行役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第三号の二の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

一の三会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第四号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 常もうとする信託業者が管理型信託業に該当することを証する書面

三 管理型信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
（業務方法書の記載事項）

第十四条 第六条第一項の規定は、法第八条第三項第一号（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する引受けを行う信託財産の種類の記載について準用する。

2 割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。
 (額面金額 - 発行価額) / 発行の日から償還の日までの年数 × 発行の日から供託の日までの年数
 3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数は、切り捨てる。
 (届出の手続等)

第二十三条 信託会社は、法第十二条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
 2 金融庁長官等は、管理型信託会社からその登録をした財務局長の管轄する区域を超えて本店の位置の変更があつたことの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び管理型信託会社登録簿のうち当該管理型信託会社に係る部分その他の書類並びにその写し一通を、当該変更後の本店の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
 3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長は、当該管理型信託会社を管理型信託会社登録簿に登録するものとする。

第二十四条 信託会社（管理型信託会社を除く。）又は外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。
 (業務方法書の変更の認可)

第二十五条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を添付しなければならない。
 1 変更の内容
 2 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 理由書

二 変更後の業務方法書案

三 業務方法書の変更箇所の新旧対照表

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 業務方法書の変更の内容が法令に適合していること。
 二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者（第三者に法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を含む。）の確保の状況、業務管理に係る体制等に照らし、申請者が当該申請に係る変更後の業務を的確に遂行することができるること。
 三 当該申請の内容が委託者又は受益者の利益を損なうものでないこと。

(業務方法書の変更の届出)

第二十六条 法第十三条第二項の規定により届出を行う管理型信託会社又は管理型外国信託会社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書及び同条第二項に掲げる書類並びにその写し一通を、金融庁長官等に提出しなければならない。
 (取締役の承認の申請)

第二十七条 信託会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。（以下この条において同じ。））は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。
 一 氏名及び信託会社における役職名
 二 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 兼職先の商号
 ロ 兼職先における役職名及び代表権の有無
 ハ 就任年月日及び任期
 ハイ 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 理由書

二 当該申請に係る信託会社の同意書

三 信託会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面

四 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる書類
 ハイ 当該他の会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面
 ハ 当該他の会社との取引関係を記載した書面並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面
 ハイ 信託会社と当該他の会社との取引関係を記載した書面並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面

五 事業を営む場合にあつては、当該事業の内容及び事業所の名称
 ハイ 事業を営む場合には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

3

金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

一 取締役が常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役が従事する信託会社の委託を受けてその業務の一部を遂行する会社又は当該信託会社が海外において設立した会社（これらの会社に準ずるものと含む。）であり、かつ、これらの会社が別会社となつた理由が当該信託会社の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合

二 取締役が常務に従事しようとする他の会社との業務提携の内容その他信託会社の経営方針に照らして当該取締役が兼職することに相当の理由があると認められる場合

三 前三号に掲げる場合を除くほか、当該取締役の信託会社における業務に支障を来すおそれがないと認められる場合

四 法第十六条第一項の承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその當んでいる事業の内容の変更をしようとするときは、同項の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合にあってはこの限りでない。

一 代表権の有無について異動がある場合

二 新たに会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役若しくは代表執行役の地位に就いた場合又はこれらの地位について異動がある場合

三 取締役の担当する職務について変更有ある場合

四 使用人を兼務している取締役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役となつた場合（使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。）

五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合

六 法第十六条第一項の承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務若しくは事業の内容に変更があつたとき、信託会社の常務に従事する取締役でなくなつたとき、又は承認を受けて兼職している他の会社の常務に従事しないこととなつたとき若しくは事業を営まないこととなつたときは、遅滞なく、その旨を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に届け出なければならない。

7 第一項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

ロ 取締役の使用に係る電子計算機と信託会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の方式によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものと交付する方法

7 前項の「電子情報処理組織」とは、取締役の使用に係る電子計算機と、信託会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二節 主要株主

（主要株主の届出の手続等）

第二十七条 法第十七条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号、名称又は氏名及び主たる営業所若しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所

二 法人である場合は、代表者の氏名

三 保有する議決権の数

2 法第十七条第一項に規定する総株主の議決権の数は、対象議決権（法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなつた日の総株主の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書又は半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主の議決権の数（有価証券報告書等が提出されない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数）とすることができる。

3 法第十七条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 主要株主の旧氏及び名を当該主要株主の氏名に併せて法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該主要株主の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三 法人である場合は、登記事項証明書又はこれに代わる書面

4 信託会社の主要株主となつた者又は持株会社の株主若しくは出資者は、別紙様式第九号により作成した法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に当該届出書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。第五十二条第三項において同じ。）である場合はその主たる営業所又は事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所とし、外國会社である場合は、国内における営業所の所在地とする。）を管轄する財務局長に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第五十二条第三項及び第六十一条第二項において同じ。）である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

5 令第二条第五項の規定は、第一項第三号の場合において法第十七条第一項の対象議決権について準用する。この場合において、令第二条第五項中「第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第一百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは、「株式」と読み替えるものとする。

第三節 業務

(兼業の承認の申請)

第二十八条 信託会社は、法第二十一条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 兼業業務（法第二十一条第一項の規定により當む業務以外の業務をいう。以下同じ。）の種類

二 兼業業務の開始予定年月日

一 兼業業務が信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 兼業業務が信託業務に関連するものであること。

三 金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 兼業業務が次に掲げるところにより當まれることが見込まれ、信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ 人員配置その他の兼業業務の執行体制の状況に照らして、兼業業務が信託業務に付随するものとなつてること。

ハ 兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること。

ニ 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。

ホ 兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること。

二 信託業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験と兼業業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験の共通性その他の業務の内容及び方法を勘案して、兼業業務が信託業務に関連するものであると認められること。

四 信託会社は、法第二十一条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 兼業業務の内容又は方法の変更の内容

二 変更予定年月日

五 前項の申請書には次に掲げる書類及びその写し一通を添付しなければならない。

一 理由書

二 変更後の兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面

三 兼業業務に係る業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表

六 金融庁長官等は、第四項の承認の申請があつたときは、第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(信託業務の委託の適用除外)

第二十九条 法第二十二条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託行為に信託会社が委託者又は受益者（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により信託財産の处分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行ふ旨の定めがある場合における当該業務

二 信託行為に信託業務の委託先が信託会社（信託会社から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託された信託財産の处分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行ふ旨の定めがある場合における当該業務

三 信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（手続対象信託業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第二十九条の二 法第二十三条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいづれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務の目的の達成のために必要な行為に係る業務運営体制を整備すること。

ロ 手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 手続対象信託業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体をいう。同号及び第三十条の二十三第一項第十号において同じ。）が行う苦情の解決により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第十八条の三各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること。

五 手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人の構成を有する法人（法第八十五条の一第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること。

法第二十三条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいづれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により手続対象信託業務関連紛争（法第一条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

三、消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定する合意による解決により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第十八条の三各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図ること。

五 手續文書信託業務開通総争の角決に關する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及て人の構成を有する法人が実施する総争の角決を図る手續により手續文書信託業務開通総争の解決を図ること。

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかるらず、信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
二 去第^一十五条の二第^一項の規定による旨定を又は消され、又は文書を全部削除した日から五年を経過しない法人
三 去第^一十五条の二第^一項の規定による旨定を又は消され、又は文書を全部削除した日から五年を経過しない法人

二、沿第ノ十五条の二十四第一項の規定によれば沿第ノ十五条の二第一項の規定に依る拘束を取扱う者は、その取消しの日から五年を経過しない法人は、今第ノ十一条の三各号に掲げる拘束を取扱う者は、その取消しの日から五年を経過しない法人

その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちにも、次のいずれかに該当する者がある法人イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

口 法第八十五条の二十四第一項の規定により法第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者での取消しの日から五年を経過しない者又は令第十八条の三各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者での取消しの日から五年を経過しない者

「お前は、今、何をやつてゐるんだ？」
「ううん、何でもないよ。」
「ううん、何でもないよ。」

三十条 法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(信託の引受けに係る行為準則)

二 委託者に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為自己との間で信託契約を締結することを条件として自己の利害関係人（法第二十九条第一項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この章において同じ。）が委託者に対して信用を供与し、

又は信用の供与を約していることを知りながら、当該委託者との間で当該信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）

三 その他法令に違反する行為
(特定信託契約)

三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる信託契約以外の信託契約

イ
公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約
金融機関の言毛契約の兼旨等に關する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼旨法」といふ。）第六条に規定する言毛契約のうち、原本に記載せんとして易きところの全部を補遺する旨を定

〔金剛林昌の信詔書類の兼宣等に關する治衝（田利一ノ名治衝第四一二号）〕
以「二兼宣治」といふ。ノ多い夫えてる信詔書類のシテ
ラズに押捺を立した場合にその三者を相成ての旨を表
めるもの

ハ、信託財産を次に掲げるもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの（口に掲げるものを除く。）

(1) 預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等をいう。）のうち、決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）、預金保険

2) 法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定預金等以外のもの貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する貯金等をいう。）のうち、決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金を

いう。）、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条各号（第四号を除く。）に掲げる貯金等及び特定貯金等以外のもの

法第二条第三項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約　（三に
本　信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うこととする信託に係る信託契約

二 前号に掲げるもののほか、その受益権が電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第四十三条各号に掲げるものに限る。）に該当する言託に係

前項第一号ハ、シテ「寺子屋合算」ニよ、易用且合二三の金庫事務ニ開キ云云。四〇二四〇三云ま第百一三七、寫べば五〇二第一頁ニ見カ。二寺子屋合算、當用金庫云。四〇二二六

前項第一号ハ、(1)の「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条の五の十第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の一第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、

第三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。

(契約の種類)

第三十条の三 法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約（法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。）とする。

第三十条の四 削除

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十条の七の二において同じ。）に関する特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託会社（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信託会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該信託会社の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルへの記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものである。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。）

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものである。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十二条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第一号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、この限りでない。）

接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は信託会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十条の七 令第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第三十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信託会社が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法式

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱わることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨
(情報通信の技術を利用した同意の取得)
- 第三十条の七の三** 準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 信託会社の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意にかかる事項を記録したものを得る方法
- 前項各号に掲げる方法は、信託会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)
- 第三十条の八** 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。
- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十条の十において同じ。）とする旨
- 3 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。
- 第三十条の九** 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十条の十において同じ。）とするとする旨
(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十条の十の二において同じ。)に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨
(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)
- 第三十条の十** 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。
- 1 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間
2 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)
- 第三十条の二** 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 1 準用金融商品取引法第三十四条の三第三十項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
2 対象契約が特定信託契約である旨
3 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)
- 第三十条の十一** 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。
- 二 その締結した匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。第五十二条第一項第三号において同じ。）に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。
- 一 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。口並びに第五十二条第一項第一号、第四項第四号及び第七号並びに第六項第一号において同じ。）を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）
- イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。
- ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
- （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
- 第三十条の十一** 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十条の十四第二項第三号及び第三十条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十四において同じ。）の資産から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
- イ 有価証券（本に掲げるもの及びヘリに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）
- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十条の二十六第七号及び第三十七条第一項第四号において同じ。）に係る権利
- ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十二条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等
- 二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の四に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
- 木 特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）
- ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
- ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利
- チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第四十三条各号に掲げるもの
- 三 申出者が最初に当該信託会社との間で特定信託契約を締結した日から起算して一年を経過していること。
- （特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）
- 第三十条の十三** 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。
- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十条の十四の二において同じ。）とする旨
- 三十条の十四の二において同じ。）とする旨
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。
- （申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）
- 第三十条の十四** 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨
 (申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)
- 第三十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。**
- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間
- 二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
- (特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)
- 第三十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**
- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
 (広告類似行為)
- 第三十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第一条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に對して同様の内容で行う情報の提供とする。**
- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定信託契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）
- イ 商品の名称（通称を含む。）
 ロ この号に規定する方法により多数の者に對して同様の内容で行う情報の提供をする信託会社の商号又はその通称
 ハ 令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項及び第三十条の十八第二号に掲げる事項（これらの事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）
 ハ 令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項（これらの事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されるものに限る。）
- 二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨
- 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）**
- (1) 第三十条の二十二第一項第二号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）
- (2) 第三十条の二十二第一項第三号に規定する契約変更書面
- (3) 第三十条の二十二第一項第三号に規定する契約変更書面
- (特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)
- 第三十条の十六 信託会社がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について明瞭かつ正確に表示しなければならない。**
- 1 (第一号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。
- 2 信託会社がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十二条の五第一項第二号に掲げる事項及び第三十条の十八第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれら
- の事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。
- 3 信託会社がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第三十条の十九第一項第一号において同じ。)の放送設備により放送させる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかわらず、令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項及び第三十条の十八第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれら
- に掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。
- (顧客が支払うべき対価に関する事項)
- 第三十条の十七 令第十二条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に對する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。**

- 2 特定信託契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対しても出資され、又は拠出される場合について準用する。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十条の十八 令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

二 暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十条の二十六第四号及び第三十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）を含む信託財産の管理若しくは处分を行う信託又は信託財産の管理若しくは处分において暗号等資産関連デリバティブ取引（同令第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であつて、暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）に係るものを行ふ。第三十条の二十六第四号において同じ。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

ロ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法（準用する方法等））

第三十条の十九 令第十二条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 信託会社又は当該信託会社が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

（誇大広告をしてはならない事項）

2 令第十二条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の十五第三号ニ及び前条第一号に掲げる事項とする。

第三十条の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定信託契約の解除に関する事項

二 特定信託契約による損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定信託契約に関する損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 特定信託契約に関する損害賠償額の予定（違約金を含む。）の計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

五 電子記録移転有価証券表示権利等に関する特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 電子記録移転有価証券表示権利等の性質

ロ 電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有又は移転の仕組みに関する事項

六 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（次項及び第三項において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第三十条の二十三第一項第七号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

信託会社は、契約締結前交付書面には、第三十条の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ボリント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがある場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）
- 二 当該顧客に対し自論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する自論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（自論見書（同項に規定する自論見書をいう。）に当該事項のすべてが記載されていない場合には、当該自論見書及び当該事項のうち当該自論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第一号に掲げる場合
- 三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

- イ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

- 四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（第三号ロに規定する場合にあっては、契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第四項第一号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすとき限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十条の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

- ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の三の規定並びに第三十条の六及び第三十条の七の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

- 3 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受益権に係るものに限る。）に係る自論見書（第一項第二号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

- 4 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十条の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これら的事項について説明すること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

- 二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨
- 三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第十二号並びに第三項各号に掲げる事項

- については、当該契約締結前交付書面が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は处分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。
- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

- 一 の二 信託の目的の概要
- 二 損失の危険に関する事項
- 三 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項
- 四 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

- 五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項
- イ 受託者の辞任
- ロ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任
- ハ 信託終了の事由

- 六 受託者の公告の方法（公告の期間を含む。以下同じ。）

七 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

八 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

九 顧客が当該信託会社に連絡する方法

十 当該信託会社が対象事業者（金融商品取引法第三十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあっては、その名称）

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

八 当該特定信託契約に関する租税の概要

九 顧客が当該信託会社に連絡する方法

十 当該信託会社が対象事業者（金融商品取引法第三十九条の十一第一項に規定する認定事業者をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。（対象事業者となつてゐる場合にあっては、その名称）

十一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 信託会社が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託会社の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十二 当該信託会社の業務又は財務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を行つた者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

十三 当該特定信託契約が電子決済手段の信託（電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行つ信託をいう。以下同じ。）に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ハ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

ニ ホ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ヘ その他特定信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

ヘ その他特定信託契約の締結に際し参考となると認められる事項

十四 当該特定信託契約が電子記録移転有価証券表示権利等に関するものである場合にあっては、当該電子記録移転有価証券表示権利等の概要その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の性質に關し顧客の注意を喚起すべき事項

十五 信託会社が信託法（平成十八年法律第八号）第二条第十二項に規定する限定責任信託の取引で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

一 限定責任信託の名称

二 限定責任信託の事務処理地（信託法第二百六十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）

三 給付可能額（信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。）及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

四 信託会社が特定信託契約の締結後に当該特定信託契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三十七条第七項において同じ。）を信託財産とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンダード資産」という。）の運用に係る重要な業務を行ふ者、ファンダード資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンダード資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「ファンダード関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該信託会社とファンダード関係者との間の資本関係及び個人的関係

四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

（投資者の保護に欠けるおそれがないと認められる信用格付）

第五十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第一条第三十四条に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法第二条第三十四条に規定する信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四条に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名
ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の名稱又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界
（禁止行為）

2 前項の規定にかかるわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に規定する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付について

は、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融商品取引法第六十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界
（禁止行為）

第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第三十条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に關し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対し

て、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面
ロ 第三十条の二十二第一項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

八 契約変更書面
ハ 第三十条各号に掲げる行為

三 特定信託契約の締結又は解約に關し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に關して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。以下この号において同じ。）、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第六項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下この号において同じ。）及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者（同条第十二条に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）又は同法第二条第十三項に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十二条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）（暗号資産等の信託（暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理若しくは处分を行う信託又は信託財産の管理若しくは处分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託を除く。））にあつては、金融商品取引業者等及び暗号資産交換業者等）を除く。次号において同じ。）に対して、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十条の二十第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に關する表示をする行為

五 顧客に対し、第三十条の十八第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあっては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しないことを含む。）暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う電子決済手段の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段との交換に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なもの）を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

七 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等（有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又はデリバティブ取引をいい。以下同じ。）に係る暗号等資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。）又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第一条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 委託者との間で同一の内容の金銭又は特定売掛債権の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 信託会社の委託を受けた信託契約代理店が法第七十六条において準用する法第二十五条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行つた場合

四 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託の契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に對して同法第三条第二項に規定する信託約款の内容について説明を行つた場合

五 資産の流動化に関する法律第二百二十三条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に對して同法第二百二十六条第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百二十八号）第一百六十二条第三号から第二十一号までに掲げる事項について説明を行つた場合

六 その受益権が特定信託受益権（資金決済に関する法律第一条第九項に規定する特定信託受益権をいい、同条第二十八項に規定する特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。）に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者（資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条第三項第二号に規定する資金移動業関係業者をいいう。次条第五号及び第七十八条第五号において同じ。）である場合（当該資金移動業関係業者から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

前項第二号の「特定売掛債権」とは、当該委託者と債務者である取引先との継続的取引契約によつて生じる売掛債権をいう。

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第三十二条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第三十四条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭又は特定売掛債権（前条第二項に規定する特定売掛債権をいいう。）の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託による信託の引受けを行つた場合において、委託者に對して同条第二項に規定する受益証券を交付した場合

四 資産の流動化に関する法律第二百二十三条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者に對して同法第二条第十五項に規定する受益証券を交付した場合

五 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者が資金移動業関係業者であつて、書面又は第三十四条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 初期取得する信託財産の種類及び価額又は数量

二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の対抗要件の具備に関する事項を含む。）

三 第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定期日、信託財産の種類及び取得にあたつての条件

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十七条第一項第十五号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五 電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ニ 取り扱う暗号等資産（暗号等資産関連金融指標（金融商品取引法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいいう。）及び暗号等資産関連金融指標を含む。）の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の

ホ 氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ト その他暗号等資産の性質に關し参考となると認められる事項

六 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる。

ニ 取り扱う暗号等資産（暗号等資産関連金融指標（金融商品取引法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいいう。）及び暗号等資産関連金融指標を含む。）の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の

ホ 氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ト その他暗号等資産の性質に關し参考となると認められる事項

- 2 法第二十六条第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類
- 二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産と固有財産との間の損益の分配に係る基準法第二十六条第一項第八号に規定する法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。
- 三 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な事項
- 二 信託法第二百二十三条第一項、第二百三十一条第一項又は第二百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項
- 三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項
- 四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨法第二十六条第一項第十号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 五 代理人に交付する信託財産の種類
- 一 受益者に交付する信託財産を交付する時期及び方法
- 二 信託財産を交付する時期及び方法
- 三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容
- 四 法第二十六条第一項第十一号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 五 信託報酬の額又は計算方法
- 六 法第二十六条第一項第十六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 七 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項（電子決済手段の信託にあっては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。）とする。
- 八 信託会社が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行つた場合にあつては、法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、第三十条の二十三第二項各号に掲げる事項とする。
- （情報通信の技術を利用する方法）
- 第三十四条 法第二十六条第二項（法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（第六十八条を除き、以下「電磁的方法」という。）とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの
- イ 信託会社等（信託会社又は信託会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託会社の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と委託者等（委託者又は委託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、信託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- ロ 信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を記録する方法）
- ハ 信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法
- 二 閱覧ファイル（信託会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録したものを記録する方法）
- 一 委託者が閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。）
- 三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。
- 四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
- イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項を記録する方法については、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイル

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項
当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は信託会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十五条 令第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

二 ファイルへの記録の方式

（計算期間の特例）

第三十六条 法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合
- 二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する休日、一月一日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合
- 三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合
- 四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条规定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十六号から第十八号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは处分が行われる信託若しくは第三十条の一第一項第一号イ若しくはハからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

一 計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の收支の状況

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式の時価総額

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額

三 公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における額面金額の総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。）

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあっては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第四十一条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。第七号及び第十一号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項

ロ 不動産の売却を予定する信託の場合には、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十二条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）

ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

ニ 当該不動産の売却が行われた場合には、計算期間中における売買金額の総額

六 金銭債権につき、次に掲げる事項

イ 当期末現在における債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）その他の債権の内容に関する事項

ロ 債権の売買が行われた場合には、計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

七 知的財産権につき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 知的財産権の種類その他の知的財産権を特定するため必要な事項

ロ 知的財産権に関する、設定行為により、実施権及び使用権その他の権利（以下この号において「実施権等」という。）が設定された場合には、知的財産権ごとに、実施権等の範囲その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

- ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合には、知的財産権ごとに、当期末現在における評価額
 ニ 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況
- 八 電子決済手段につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項
 ロイ ハロイ 当該電子決済手段の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子決済手段の時価総額
 ロイ ハロイ 当該暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項
 ロイ ハロイ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量
 ロイ ハロイ 当期末現在における数量
 ハロイ ハロイ 当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額
 ハロイ ハロイ 当該電子記録移転有価証券表示権利等につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項
 ハロイ ハロイ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量
 ハロイ ハロイ 当期末現在における数量
 ハロイ ハロイ 当該電子記録移転有価証券表示権利等の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子記録移転有価証券表示権利等の時価総額
 ハロイ ハロイ 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号及び第七項において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
 ハロイ ハロイ 当期末現在における対象財産の種類、権利者の氏名又は名称その他の対象財産を特定するために必要な事項
 ハロイ ハロイ 対象財産に関する権利が設定された場合には、対象財産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項
 ハロイ ハロイ 対象財産ごとに、計算期間中における評価額
 ハロイ ハロイ 当該電子記録移転有価証券表示権利を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項
 ハロイ ハロイ 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあっては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び用途を含む。）
 ハロイ ハロイ 当該信託財産に係る法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあっては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容
 ハロイ ハロイ 信託契約締結の時において、特定寄附信託の要件を満たす信託契約にあっては、計算期間中の収支計算書に代えることができるよう明瞭に記載しなければならない。
 ハロイ ハロイ 計算期間における信託財産の状況の経過（信託財産の価額の主要な変動の要因を含む。）
 ハロイ ハロイ 信託財産の価額の推移
 ハロイ ハロイ 当該信託会社がその業務又は財務に関する外部監査を受けている場合において、計算期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要
 ハロイ ハロイ 信託会社は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の収支の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。
 ハロイ ハロイ 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。
 ハロイ ハロイ 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。
 ハロイ ハロイ 信託行為によつて設定された期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、
 ハロイ ハロイ 信託会社は、第一項第五号の規定にかかるらず、実質的受益者が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合は、第三者からの報告に基づき、第一項第五号ロ及びハに掲げる事項について実質的受益者に報告を行つている場合に、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号ロ及びハに掲げる事項の記載を省略することができる。
 ハロイ ハロイ 信託会社は、対象財産に対象有価証券（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第三十条の二十三第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。
 ハロイ ハロイ 信託財産状況報告書の交付頻度
- 第三十七条の二 法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。）当該信託行為において定める期間
二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第四十条第十四項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号。第四十条第十四項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である場合
三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

- 第三十八条** 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対しても速やかに回答できる体制が整備されている場合
二 の二 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第百十条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合
三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合
四 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行つた場合において、投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）に対し、当該投資信託委託会社が同法第十四条第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合
五 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等（投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行う者に限る。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等に対する要請があつた場合に速やかに信託契約による信託の引受けを行つた場合において、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項に規定する運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合
六 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関として信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行つた場合において、同法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型記録関連運営管理機関等が同法第二十七条第一項の規定による通知をするために必要な情報を提供している場合
七 取引について、当該取引との内容を書面又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合
八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録に第三十七条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合
九 受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合
イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第五項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第五項第九号において同じ。）に該当すること。
ロ 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該（1）又は（2）に定める要件に該当すること。
（1）当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。
（2）当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合 信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又是同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。
ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。
二 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合
イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（第四十一条第五項第十号イにおいて「特定信託口口座」という。）の残高を公表していること。
ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できること。
ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。
法第二十六条第二項、令第十三条第一項及び第二項の規定並びに第三十四条及び第三十五条の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)、三三、 言毛谷上(自核言毛谷上)、つ去第一二二〇萬三五百五十二弔ザ、三三、 言毛谷上(ききまつ)

ることが必要な最小限度の電子洗浄手順で、電話帳販賣部（三井証券）は、料金を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託資産に属する時価資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。」及び電話帳記録移転有価証券表示権利等については、「この限りでない。」とある。また、同上記二文の「三井証券」とあるが、皆「三井住友」である。

信託会社が自分で電磁機器を管理する場合、信託財産に属する電子決済手段、即ち資産及び電子記録装置等を表示する財産の個別を移転するためには必要な情事を接続しない電子機器、文書その他の記録媒体と同一の記録手段で管理する方法、即ち同一の記録手段で同一の方法で管理する方法、その他のこれと同一の技術的管理措置を講じて管理する方法、二言こと同じである。この二つの方法は、どちらも同一の方法である。

二 信託会社が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子決済手段の保護が、保有されていると合理的に認められる場合は、「保有する」として記載する。又、「保有する」として記載する場合は、「保有する」として記載する。

4 信託会社は、前項ただし書きに規定する電子決済手段（電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。）の利用者の電子決済手段を管理する場合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第七項の規定の適用のある電子決済手段を除く。）と同じ種類及び数量の電子決済手段（以下この項及び

第四十三条第一項第二号において「履行保証電子決済手段」ということを自己の電子決済手段として保有し、次の各号に掲げる履行保証電子決済手段の区分に応じて該履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

信託会社が自分で管理する履行保証電子決済手段、履行保証電子決済手段に属する電子決済手段及び履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、いざれが履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（履行保証電子決済手段の数量が自己的の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次

号において同じ。)で管理する方法
二 信託会社が第三者をして管理させる履行保証電子決済手段 当該第三者において、当該履行保証電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証電

子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法
信託会社は、第三項ただし書に規定する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条第一項第一号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有

し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、第三項各号の規定を準用する。

一 信託会社が自分で管理する履行保証暗号資産 履行保証暗号資産に属する暗号資産、他の信託の信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産と信託財産に属する暗号資産との明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（履行保証暗号資産の数量が自己的の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二、信託会社が第三者をして管理させる履行保証暗号資産
かが直ちに判別ができる状態で管理させる方法
当該第三者において、当該履行保証暗号資産とそれ以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、いざれが当該履行保証暗号資産である

6 信託会社は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間
二 総勘定元帳 乍成の日から五年間

三 信託業務（法第二十二条第三項）
（言毛才准一員害と上、させ、又は言毛集の言用とて大をさせるこつま、本制の整備に關する事項）の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

（信託会社の専門性を活用して、より効率的な運用を実現するため）は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するため

の十分な体制を整備しなければならぬ。

二 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る）を整備すること。
三 内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。

前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。
一、法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合する

二 内部監査及び内部検査に関する業務 （どうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

三 財務に関する業務
3 信託会社は、委託を行つた信託契約代理店の信託契約代理業務の適切な運営を確保するため、信託契約代理店に対する指導及び信託契約代理店の信託契約代理業務に係る法令の遵守状況の検証を行うための十分な体制を整備しなければならない。

信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者等（協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

信託会社は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

信託会社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び信託会社に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

信託会社は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、兼営法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ 銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するためには必要な資産を法、兼営法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十三条及び第八十条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行わられた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

三 外国電子決済手段を取り扱う場合にあっては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となつた場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、顧客（国内にある顧客と国外にある顧客とを区分することができます）との資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ロ 顧客（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理を行うこと（当該顧客の外国電子決済手段を移転するために管理することを含む。）及び移転をすること（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、当該信託会社が同条第三項に規定する資金移動業者の発行する電子決済手段（同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置

四 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

五 信託会社が、その行う信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱うとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

一 暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

四 信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

12 信託会社は、前二項の規定によるほか、電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十九条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示するための措置を講ずるものとする。

13 信託会社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十一条第一項第十五号に規定する場合において、同号の金融商品取引業者が対象有価証券（同条第三項に規定する対象有価証券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は買付けの申込みをするために講じた同号イからハまでに規定する措置により、当該対象有価証券の価額若しくは同条第六項に規定する監査報告書等を入手した場合又は当該金融商品取引業者から、当該金融商品取引業者が同条第一項第十五号の権利者に交付した金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載された当該対象有価証券に係る同令第百三十四条第一項第二号ロに掲げる事項（以下この項において「記載事項」という。）の通知を受けた場合において、当該価額、当該監査報告書等及び当該記載事項を照合すること並びにその結果を当該権利者に対して通知することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

14 信託会社は、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項の規定による信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である存続厚生年金基金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。（信託財産に係る行為準則）

第四十一条

法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
- 二 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
- 三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

2 法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第六号から第八号までに掲げる行為については、年金信託契約である場合に限る。

- 一 信託財産の売買その他の取引を行つた後で、一部の受益者に対し不當に利益を与える又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。

3 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

4 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

5 重要な信託の変更等（法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

6 存続厚生年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年経過措置政令）といふ。第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金（昭和四十一年政令第三百二十四号。同号において「廃止前厚生年金基金令」という。）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

7 存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第三十条第一号の規定に違反し、信託財産の運用として特定の金融商品（金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応じること。

8 積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げること。

3 法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合
- 二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

- イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買
- (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く。）取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- (2) 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- (3) (1) 及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- (i) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。（i-i）において同じ。）
- (ii) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。（i-i）において同じ。）又は外国において設立されている認可金融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの
- (iii) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券
- ロ 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外國市場デリバティブ取引 取引所金融商品市場又は外國金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外國金融商品市場をいう。）において行うもの
- ハ 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの
- ニ その他他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの
- 三 四個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合
- 四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官（令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外國信託会社については、財務局長）の承認を受けて取引を行う場合
- 五 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。
- 一 取引当事者が法人の場合にあっては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあっては個人である旨
- 二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託会社との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社から信託業務（法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）
- 三 取引の方法
- 四 取引を行つた年月日
- 五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項
- 六 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項
- 七 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）
- 八 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）
- 九 取引を行つた理由
- 十 当該取引に関する信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額
- 十一 当該書面の交付年月日
- 十二 その他参考となる事項
- 5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対しても速やかに回答できる体制が整備されている場合
- 二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十四条第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第二十九条第二項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十四条第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（実質的受益者を含み、信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対しても速やかに回答できる体制が整備されている場合
- 三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であって、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、投資信託委託会社又は金融商品取引法第四十二条の三第一項に基づき委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であって、かつ、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。）からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

八 兼當法第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる全ての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されたおり、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該（1）又は（2）に定める要件に該当すること。

（1）当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

（2）当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合 書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

十 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

（公告又は各別に催告することを要しない重要な信託の変更等）

第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託である場合

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合

三 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託である場合

四 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託である場合

五 社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託である場合

六 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産運用契約のうち同条第一項第一号に規定する信託である場合

七 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る信託である場合

（重要な信託の変更等の公告の方法）

第四十一条の三 法第二十九条の二第一項の規定による公告は、信託会社における公告の方法によりしなければならない。

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第四十一条の四 受益証券発行信託の受託者である信託会社が前条の規定により公告する場合には、当該信託会社は、当該信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対する各別に法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（重要な信託の変更等の公告又は催告事項）

第四十一条の五 法第二十九条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 重要な信託の変更等をしようとする理由

二 重要な信託の変更等の内容

三 重要な信託の変更等の予定年月日

四 異議を述べる期間

五 異議を述べる方法

（重要な信託の変更等をしてはならないとき）

第四十一条の六 法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分（以下この条及び次条において「元本持分」という。）が法第二十九条の二第一項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の元本持分の合計の一を超えるときとする。

28

(重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準)

第四十一条の七 法第二十九条の二(第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。
(費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項)

第四十一条の八 法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項
- 四 信託法第四十八条第五項(同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する合意を行おうとするときまでに確定した費用等(同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。)又は信託報酬がある場合にはその額

第四節 経理

(事業報告書の作成等)

第四十二条 法第三十三条に規定する事業報告書(法第五十条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、自己信託報告書)は、別紙様式第十号(外国信託会社にあっては別紙様式第十号の二、法第五十条の二第一項の登録を受けた者にあっては別紙様式第十号の三、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者(以下「承認事業者」という。)にあっては別紙様式第十号の四)により、作成しなければならない。

2

前項の事業報告書には、次の各号(法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあっては、第二号及び第三号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

一 信託会社(外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。)が子会社等を有する場合にあっては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)、連結損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)

二 別紙様式第十一号により作成した株式保有状況表

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役、外国信託会社にあっては国内における代表者及び支店に駐在する役員)の兼職及び兼業状況報告書

四 別紙様式第十三号により作成した業務委託の状況表

五 法第二十九条第二項各号に規定する取引の概要を記載した書類

六 外国信託会社にあっては、その本国において作成された直近の事業報告書又はこれに代わる書類

七 法第五十条の二第一項の登録を受けた者にあっては、当該者を連結子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第四号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。)とする者(当該者を連結子会社とする者を除く。)がいる場合にあっては、当該者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号

ロ 沿革及び経営の組織
ハ 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は商号若しくは名称並びにその株式の保有数及び総株主の議決権に占める当該株式の保有数に係る議決権の数の割合

ニ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名
ホ 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称
ト 本店その他の営業所の名称及び所在地

二 信託会社の業務の種類

イ 直近の事業年度における信託業務の概要
ロ 直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

信託報酬

信託勘定貸出金残高
(6)に掲げる事項を除く。)

信託勘定電子決済手段残高及び履行保証暗号資産残高

信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高

信託財産額

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

- 口 イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
- 七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 前二項の規定にかかるわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- 一 承認事業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 商号又は名称
- ロ 沿革及び経営の組織
- 役員の氏名及び名称並びに役職名
- 主たる営業所又は事務所並びにその他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- ニ 営んでいる業務の種類
- ホ 承認事業者の業務の状況に関する次に掲げる事項
- 二 承認事業者の業務の状況
- イ 直近の事業年度における信託業務の概要
- ロ 直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- 信託報酬

信託財産の概要

(3) (2) (1) 信託財産の分別管理の状況

信託業務以外の業務の状況

三 承認事業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

四 承認事業者の内部管理の状況に関する事項

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 承認事業者が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 承認事業者の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

六 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める期間は、四月間とする。

法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
法第三十四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第五節 監督

(合併の認可申請)

第四十四条 信託会社は、法第三十六条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 合併予定期年月日
- 二 合併の方法
- 3 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

理由書

合併の当事者の登記事項証明書

合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
融序長官に提出するものとする。

合併の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び最近の日計表

合併後の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）が法第五条第一項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

合併後の信託会社の業務方法書

合併後の信託会社の収支の見込みを記載した書面

- 十九 合併後の信託会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 二十 合併後の信託会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二十一 合併後の信託会社が会計参与設置会社である場合には、合併後の信託会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二十二 合併後の信託会社の会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 二十三 合併後の信託会社が会計参与設置会社である場合には、合併後の信託会社の会計参与の履歴書
- 二十四 会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
- 二十五 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 二十六 合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していくことを証する書面
- 二十七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類
- 二十八 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 二十九 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十六条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。
- 三十 （新設分割の認可申請）
信託会社は、法第三十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。
- 三十一 新設分割予定年月日
- 三十二 新設分割の方法
- 三十三 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 理由書
- 二 新設分割の当事者の登記事項証明書
- 三 新設分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 四 新設分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表
- 五 設立会社（法第三十七条第二項に規定する設立会社をいう。以下同じ。）が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
- 六 設立会社の定款
- 七 設立会社の業務方法書
- 八 設立会社の收支の見込みを記載した書面
- 九 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 十 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十一 設立会社が会計参与設置会社である場合には、設立会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十二 設立会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 十三 設立会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十四 会社法第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

- 十四の二 会社法第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方による公告（同法第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 十五 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 十六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
- 十七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書面
- 十八 その他参考となるべき當該届出をした事項を記載した書類
- 3 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十七条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。
- （吸収分割の認可申請）
- 第四十六条** 信託会社は、法第三十八条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。
- 一 吸収分割予定年月日
 - 二 吸収分割の方法
- 2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 理由書
 - 二 吸収分割の当事者の登記事項証明書
 - 三 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - 四 吸収分割の当事者の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表
 - 五 承継会社（法第三十八条第二項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
 - 六 承継会社の定期
 - 七 承継会社の業務方法書
 - 八 承継会社の収支の見込みを記載した書面
 - 九 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - 十 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 十一 承継会社の会計参与の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - 十二 承継会社の取締役及び監査役の履歴書
 - 十三 承継会社が会計参与設置会社である場合には、承継会社の会計参与の履歴書
 - 十四 会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
 - 十五 会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項又は第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
 - 十六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十九条第五号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は当該新株予約権証券を発行していないことを証する書面
 - 十七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第三項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書面
 - 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十八条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。
- （事業譲渡の認可申請）
- 第四十七条** 信託会社は、法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を金融庁長官に提出するものとする。

- 二 事業譲渡予定年月日
- 二 事業譲渡の方法
- 法第三十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 理由書
- 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとす）
- 二 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 三 事業譲渡の当事者の最近の日計表
- 四 譲受会社（法第三十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する譲受会社をいう。以下同じ。）が法第五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十条第六項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
- 五 譲受会社の定款（これに準ずるものとす）
- 六 譲受会社の業務方法書
- 七 譲受会社の業務方法書
- 八 譲受会社の收支の見込みを記載した書面
- 九 譲受会社の主要株主（これに準ずるものとす）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 十 譲受会社の取締役及び監査役又は国内における代表者及び支店に駐在する役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十一 譲受会社が会計参与の氏名併せて申請書に記載した場合は、前号に掲げる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 十二 譲受会社の取締役及び監査役又は国内における代表者及び支店に駐在する役員の履歴書
- 十三 譲受会社が会計参与設置会社である場合には、譲受会社の会計参与の履歴書
- 十四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあつては、当該届出をしたことを証明する書類
- 十五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 三 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十九条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。
- 四 第七条の規定は、金融庁長官が法第三十九条第五項において準用する法第三十九条第一項の認可の申請に係る同条第四項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十六条」と読み替えるものとする。
- （届出事項）
- 四十八 条 法第四十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第五条第二項第一号から第三号まで、第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくは第六号又は法第十条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当することとなつた場合
- 二 取締役、執行役、会計参与又は監査役が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合
- 三 主要株主が法第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合
- 四 純資産額が資本金の額に満たなくなつた場合
- 五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合
- 六 定款を変更した場合
- 七 主要株主に異動があつた場合
- 八 不祥事件が発生したことを見ついた場合
- 九 訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合
- 十 外国において駐在員事務所を設置又は廃止した場合
- 十一 信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合又は当該委託契約が終了した場合
- 十二 自己を所属信託会社（法第六十七条第二項に規定する所属信託会社をいう。以下第六十三条までにおいて同じ。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つた場合（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）
- 二 法第四十一条第一項の規定による届出を行う信託会社は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表下欄に定める事項を記載した届出書及び同表中欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。
- 三 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役職員（役職員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。
- 一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盜難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号及び第六十三条第三項第四号において同じ。）のうち、信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

七 その他信託会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

（廃業等の届出）

第四十九条 法第四十一条第二項の規定により届出を行う者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、金融庁長官等（信託会社が、合併により株式会社を設立し、信託会社（法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）以外の株式会社と合併し、又は会社分割により信託会社以外の株式会社に信託業の全部の承継をさせることにより、その地位を当該信託会社以外の株式会社に承継させる場合にあっては、当該株式会社の本店の所在地を管轄する財務局長を含む。）に提出しなければならない。

2 第二十三条第三項の規定は、前項の規定により管理型信託会社に係る書類の提出を受けた財務局長について準用する。

（廃業等の公告等）

第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載した日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託会社は、次に掲げる場合を除き、これらの規定による掲示の内容を当該信託会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

1 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

2 そのウェブサイトがない場合

3 法第四十一条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

1 信託業の廃止、合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

2 引受けを行つた信託関係の処理の方法

3 法第四十一条第四項に規定する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

1 公告の内容

2 公告の方法

3 公告年月日

4 登録番号及び登録年月日

5 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告を電子公告によつてする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

1 法第四十一条第三項の規定による公告 第二項第一号に定める年月日

2 法第四十一条第五項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

（監督処分の公告）

第五十一条 法第四十八条の規定による監督上の処分の公告は、官報によるものとする。

第六節 特定の信託についての特例

（登録等の申請）

第五十二条の二 法第五十条の二第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十五号により作成した同条第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。

（受益権を多数の者が取得することができる場合として規定する有価証券）

第五十三条の三 令第十五条の二第二項第一号口（5）に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

1 金融商品取引法第二条第一項第五号、第九号、第十四号から第二十号まで又は第二項第一号から第四号まで若しくは第六号に掲げる有価証券にあつては、信託会社、外国信託会社又は兼營法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関が受託者となつてゐる場合に第十八号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券にあつては、信託会社、外国信託会社又は兼營法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関が受託者となつてゐる場合に

2 金融商品取引法第二条第一項第四号、第八号又は第十三号に掲げる有価証券（次に掲げる要件を満たすものを除く。）

イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託が、法第二条第三項各号に掲げる信託であること。

口 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託をしようとする者が法第二十三条第一項、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二に掲げる義務を負う旨が信託行為に定められていること。

ハ イ及びロに掲げる事項が資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。）又は資産信託流動化計画（同条第十四項に規定する資産信託流動化計画をいう。）に定められていること。

（登録申請書の添付書類）

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務以外の業務を當む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面並びに当該業務を當むことが同号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすことのないことを証する書面

三 役員及び業務を執行する社員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

三の二 役員及び業務を執行する社員の旧氏及び名を当該役員及び業務を執行する社員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び業務を執行する社員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 役員及び業務を執行する社員が法第五十条の二第六項第八号に該当しない者であることを当該役員及び業務を執行する社員が誓約する書面

五 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ハ 第四十条第二項各号に掲げる業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）

六 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会又は社員総会の議事録の写し

七 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

（信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書面の記載事項）

第五十一条の五 法第五十条の二第五項第一号の信託財産の種類の記載について準用する。

2 法第五十条の二第五項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託法第三条第三号に掲げる方法による事務の運営の基本方針

二 信託行為の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に係る事務の運営の基本方針

（自己信託登録簿の縦覧）

第五十二条 法第五十条の二第一項に定める登録を受けた者が現に受けている登録をした財務局長は、当該登録を受けた者に係る自己信託登録簿を当該者の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産の調査）

第五十三条の七 法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたときは、速やかに、次に掲げる事項につき、信託財産に属する財産の種類に応じて適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。

一 次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 有価証券（チ及びルに掲げる財産並びにリに掲げる財産に該当するものを除く。）銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

ロ 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

ハ 不動産の賃借権 賃借権に係る不動産の所在及び地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名又は名称及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容を特定するために必要な事項

ニ 土地上権 土地上権に係る土地の所在及び地番その他の当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名又は名称及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容を特定するために必要な事項

ホ 動産（イに掲げる財産を除く。）動産の種類、名称、型式、製造番号、通常所在する場所その他の当該動産を特定するために必要な事項

ヘ 金銭債権（リに掲げる財産に該当するものを除く。）金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 知的財産権 知的財産権の種類、出願の番号、登録番号及びその年月日その他の知的財産権を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

チ 信託受益権（リ又はルに掲げる財産に該当するものを除く。）信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

		リ 電子決済手段 種類、数量その他の当該電子決済手段の内容を特定するために必要な事項
	ル ネ 暗号資産 種類、数量その他の当該暗号資産の内容を特定するために必要な事項	
	ヲ ル 電子記録移転有価証券表示権利等 種類、数量その他の当該電子記録移転有価証券表示権利等の内容を特定するために必要な事項	
	ヲイからルまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項	
2	二 信託法第三条第三号に掲げる方法による信託設定時における信託財産に属する財産の価額	
3	一 前項第二号の場合においては、次の各号に掲げる財産の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を踏まえて調査しなければならない。 一 市場価格のある有価証券 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をした日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）	
二 不動産 不動産鑑定士による鑑定評価		
三 兼業業務の健全性		
第五十一条の八 法第五十条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより、他に當む業務（以下この条において「兼業業務」という。）を當むことが同条第一項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるものは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。		
2	一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が連結子会社を有する場合又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者（当該者を連結子会社とする者を除く。以下この条において同じ。）がいる場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。 イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書若しくは連結損益計算書又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結損益計算書（以下この号において「損益計算書等」という。）のいずれかにおいて、連続する二事業年度において経常損失金額が生じているとき（口に該当する場合を除く。）。	
3	二 前号に掲げる場合以外の場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。 イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書において、連続する三以上の事業年度において経常損失金額が生じているとき。 ロ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者を連結子会社とする者（当該者を連結子会社とする者を除く。以下この条において同じ。）がいる前項第一号イ又は第二号イに該当する場合であつても、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に該当するときには、兼業業務を當むことが法第五十条の二第一項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるものに該当しないものとする。 一 前項第一号イに該当する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における経常損失金額の合計額を超え、かつ、同項の登録を受けた者は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結貸借対照表の純資産額が生じているとき。 二 前項第二号イに該当する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における経常損失金額の合計額を超えるとき。	
4	前項における純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 法第五十条の二第二項の登録を受けた者が連結子会社を有する場合又は同項の登録を受けた者がいる場合 同項の登録を受けた者の貸借対照表及び連結貸借対照表又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額（兼業業務に關し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額 二 前号に掲げる場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額	
（読替規定）	前項の純資産額の算出については、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。	
第五十二条 第五十三条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十二条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
第二十三条第二項 本店	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行つたる営業所	
第二十三条第二項 管理型信託会社登録簿	自己信託登録簿	
第二十五条 及び第三項	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類	
第二十九条第一号	委託者又は受益者（これらの人から指図の権限の委託を受けた者を含む。）	

(同一の会社集團に属する者の間における信託についての特例)

第五十二条 法第五十一条第一項第四号の規定による内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約が受託者と同一の会社集團（法第五十一条第一項第一号に規定する会社集團をいう。以下この節において同じ。）に属さない者との間で締結されていないこと。

二 信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。第四項第五号及び第七号並びに第六項第二号において同じ。）が受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結されていないこと。

三 金融商品取引法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。第四項第六号及び第七号並びに第六項第三号において「有価証券」という。）の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合（当該有価証券の発行により受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。）には、当該有価証券を受託者と同一の会社集團に属しない者が取得していないこと。

四 法第五十一条第一項の信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規定する匿名組合契約に係る権利、信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約に係る権利、信託の受益権に対する投資事業有限責任組合契約に係る権利又は有価証券その他これらに類する権利を担保とする貸付契約が受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結されていないこと。

法第五十一条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 受託者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名（会社法第九百三十三条第一項の規定による登記をした外国会社であつて国内に営業所を設けていないものにあっては、これらに加え国内における代表者の氏名及び国内の住所。第二号及び第三号において同じ。）

二 委託者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名

三 委託者以外の受益者がある場合には、当該受益者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名

四 法第五十一条第一項の信託の受託者は、前項各号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を、居住者である場合には当該受託者の主たる営業所若しくは事務所（当該受託者が外国会社である場合は、国内における営業所）の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である場合には関東財務局長に届け出なければならない。

法第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 委託者、受託者及び受益者が同一の会社集團に属することを証する書面

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）が受益者である場合には、その発行する資産対応証券（同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を受託者と同一の会社集團に属する者のみが取得することを誓約する書面

三 受託者と同一の会社集團に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約が締結されないことを誓約する書面

四 受託者と同一の会社集團に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約が締結されないことを誓約する書面

五 受託者と同一の会社集團に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業有限責任組合契約が締結されないことを誓約する書面

六 有価証券の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合（当該有価証券の発行により受け入れた金銭を信託することにより受益者となる場合に限る。）には、当該有価証券を受託者と同一の会社集團に属する者のみが取得することを誓約する書面

七 法第五十一条第一項の信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規定する匿名組合契約に係る権利、第一項第一号に規定する組合契約に係る権利、同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約に係る権利又は同項第三号に規定する有価証券その他これらに類する権利を担保とする貸付契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結されないことを誓約する書面

法第五十一条第五項に規定する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第五十一条第一項の信託の受託者でなくなつたときは、その旨及びその理由

二 法第五十一条第一項の信託が法第五十一条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたことを知ったときは、その旨及び該当しなくなつた理由

6 法第五十一条第八項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第五十一条第一項の信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。

二 法第五十一条第一項の信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。

三 受益者が有価証券の発行を目的として設立又は運営される会社であり、かつ、当該有価証券の発行により受け入れた金銭を信託することにより受益者となつた場合において、当該有価証券を受託者と同一の会社集團に属しない者に取得させること。

四 法第五十一条第一項の信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規定する匿名組合契約に係る権利、第一項第一号に規定する組合契約に係る権利、同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約に係る権利又は同項第三号に規定する有価証券その他これらに類する権利を担保とする貸付契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条 法第五十一条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十六号により作成した同条第二項において準用する法第八条第二項による添付書類並びにその写し一通を、その者の主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 純資産額を記載した書面

- 二　主たる支店の登記事項証明書
- 三　純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 四　いづれかの支店において信託業務以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて第六十六条第二項において準用する第二十八条第二項各号に掲げる事項が明確に記載されているもの
- 五　役員（法第五十三条第六項第八号に規定する役員をいう。以下この項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七において同じ。）及び国内における代表者（法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書
- 六　役員（支店に駐在する役員に限る。次号及び第五十八条第一項第三号の二において同じ。）及び国内における代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員及び国内における代表者が法第五十三条第二項第八号イからチまでのいづれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十七号により作成した法第五十三条第二項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の氏名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 七　主要株主（当該外国信託業者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主又は出資者をいう。第六十三条第一項第五号及び別表第八において同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 八　法第五十三条第六項第九号に規定する確認が行われていることを証する書面
- 九　次に掲げる事項に関する社内規則
- イ　信託財産に関する経理
- ロ　帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧
- ハ　第四十条第二項に規定する内部管理に関する業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）
- 十　その他法第五十三条第五項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 3　第六条第一項の規定は、法第五十三条第四項において法第四条第三項第一号の規定を準用する場合及び法第五十四条第五項において法第八条第三項第一号を準用する場合について、それぞれ準用する。
- 4　第六条第二項の規定は、法第五十三条第四項において法第四条第三項第七号を準用する場合及び法第五十四条第五項において法第八条第三項第六号を準用する場合について、それぞれ準用する。（法第五十三条第一項の免許の審査）
- 第五十五条　第七条の規定は、内閣総理大臣が法第五十三条第一項の免許の申請に係る同条第五項に規定する審査をする場合について準用する。この場合において、第七条第二号中「令第三条」とあるのは、「令第十六条」と読み替えるものとする。
- （資本金の額及び純資産額の計算）
- 第五十六条　法第五十三条第二項第二号の資本金の額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。）の総額並びに株式を発行しないで準備金を減少して資本金として計上した額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算しなければならない。
- 2　法第五十三条第二項第二号の資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、申請時における外国為替相場（外国為替及び外貨貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。
- 3　第八条の規定は、法第五十三条第八項の純資産額の計算について準用する。
- （登録等の申請）
- 第五十七条　法第五十四条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十八号により作成した同条第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通をその者の主たる支店の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。
- 2　前項の規定は、法第五十四条第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。
- （登録申請書の添付書類等）
- 第五十八条　法第五十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 1　第五十四条第二項第一号、第二号、第五号、第六号及び第七号から第九号までに掲げる書面
- 2　純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 3　いづれかの支店において信託業務以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 三　の二　役員及び国内における代表者の旧氏及び名を当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した法第五十四条第三項の申請書に記載した場合において、第五十四条第二項第六号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 四　その他申請者が法第五十四条第六項各号に該当しないことを確認するため参考となるべき事項を記載した書面
- 2　第五十六条の規定は、法第五十四条第七項及び第八項の資本金の額及び純資産額の計算について準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項中「第五十三条第二項第二号」とあるのは、「第五十四条第三項第二号」と読み替えるものとする。
- （管理型外国信託会社登録簿の縦覧）
- 第五十九条　第十五条の規定は、管理型外国信託会社登録簿について準用する。

(損失準備金)
第六十条 法第五十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める率は、十分の一とする。
 （資産の国内保有）

第六十一条 法第五十五条第四項に規定する営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額は、法第十二条第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金の額とする。

第六十二条 法第五十五条第四項に規定する内閣府令で定める負債の額は、外国信託会社の全ての支店の計算に属する負債のうち本店その他の非居住者に対する債務以外の負債の額とする。

第六十三条 法第五十五条第四項に規定する内閣府令で定める負債の額は、外國信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 現金及び金融機関（銀行、株式会社、商工組合中央金庫及び協同組織金融機関をいう。第七十二条第二項において同じ。）に対する預貯金
 二 次に掲げる有価証券

イ 国債証券
 ロ 地方債証券

ハ 特別の法律により法人の発行する債券

ニ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（国内の金融商品取引所に上場され、又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されているものに限る。）

ホ ニに掲げる有価証券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形（金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものをいう。）

ヘ 金融商品取引法第二条第一項第六号、第十号、第十一号又は第十二号に掲げる有価証券

ト 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券

チ 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号又は第二号に掲げるものの性質を有する有価証券

三 国内にある者に対する貸付金、立替金その他の債権で国内において確実な担保を受け入れているもの

四 有形固定資産
 五 国内にある者に対する差入保証金

（届出の手続等）

第六十四条 法第五十六条第一項又は第二項の規定により届出を行う外国信託会社は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

2 金融庁長官等は、管理型外国信託会社からその管轄する区域を超えて主たる支店の位置の変更があったこととの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び管理型外国信託会社登録簿のうち当該管理型外国信託会社に係る部分その他の書類並びにその写し一通を、当該変更後の主たる支店の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長は、当該管理型外国信託会社を管理型外国信託会社登録簿に登録するものとする。

（届出事項）

第六十五条 法第五十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第五十三条第六項第一号から第三号まで、第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくは第六号又は法第五十四条第六項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなつた場合

二 役員又は国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつた事實を知つた場合

三 純資産額が資本金の額に満たなくなつた場合

四 定款（これに準ずるもの）を変更した場合

五 主要株主に異動があつた場合

六 不祥事件が発生したことを見つた場合

七 訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

八 信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合又は当該委託契約が終了した場合

九 自己を所属信託会社とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停が終結したことを知つた場合（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）

十 法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

2 法第五十七条第一項の規定による届出を行う外国信託会社は、別表第八上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第六号の不祥事件とは、外国信託会社の支店に駐在する役職員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員が当該外国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

三 法又はこれに基づく命令に違反する行為

- 四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、外国信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの
- 五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合
- 六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの
- 七 その他外国信託会社の支店の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの
(廃業等の届出)
- 第六十四条** 法第五十七条第二項の規定により届出を行う者は、別表第九上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。
- (廃業等の公表等)
- 第六十五条** 第五十条第一項の規定は、法第五十七条第三項又は第五項の規定による公告について準用する。
- 2 法第五十七条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。
- 一 信託業の廃止、合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日
- 二 支店において引受けを行つた信託関係の処理の方法
- 3 第五十条第三項の規定は、法第五十七条第四項に規定する届出書について准用する。
- 一 法第五十七条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。
- 二 法第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた旨
- 二 商号及び所在地
- 三 登録番号及び登録年月日
- (外国信託会社に関する適用関係)
- 第六十六条** 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二条まで、第二十六条、第二十九条から第四十一条の八まで及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、第四十条第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。
- 2 第二十八条及び第四十七条の規定は、法第六十三条第二項において法第二十一条及び法第三十九条の規定を準用する場合について準用する。
- (外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)
- 第六十七条** 法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 外国信託業者に関する次に掲げる事項
- イ 名称
- ロ 主たる営業所の所在地
- ハ 業務の内容
- ニ 資本金の額又は出資の総額
- ホ 代表権を有する役員の役職名及び氏名
- 二 国内に設置しようとする駐在員事務所その他の施設に関する次に掲げる事項
- イ 名称
- ロ 国内における代表者の氏名及び国内の住所
- ハ 設置の理由
- 第四章 指図権者**
- (指図権者の行為準則)
- 第六十八条** 法第六十六条第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
- 二 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
- 三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引
- 四 その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引
- 2 法第六十六条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 指図を行つた後で、一部の受益者に対し不当に利益を与える又は不利益を及ぼす方法で当該指図に係る信託財産を特定すること。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関する指図を行うこと、又は行わないこと。
- 三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的として信託財産に関する指図を行うこと。
- 四 その他法令に違反する行為を行うこと。

3

指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（同項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 指図権者の使用に係る電子計算機と受益者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該受益者の同意に関する事項を記録する方法
ロ 指図権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該受益者の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、受益者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第三項の「電子情報処理組織」とは、指図権者の使用に係る電子計算機と、受益者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

指図権者は、第三項の規定により受益者の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該受益者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち指図権者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

前項の規定による承諾を得た指図権者は、当該受益者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該受益者の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該受益者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第五章 信託契約代理店

第一節 総則

（信託契約代理店の登録の申請）

第六十九条 法第六十七条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を添付して、その者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第七十条 法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人である場合において、他の法人の常務に従事するときには、当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類
二 法人（金融機関、保険業法第二条第二項に規定する保険会社及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業に該当するものを行なう者に限る。）を除く。）である場合において、その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営むときには、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の種類

（登録申請書のその他の添付書類）

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
二 一の二 個人の旧氏及び名を当該個人の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該個人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
二 法人である場合は、役員の履歴書（金融庁長官又はその権限の委任を受けた財務局長若しくは財務支局長に既に同一内容の履歴書を提出しているときを除くものとし、役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第七十条第二号ロ（1）又は（2）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
二の二 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
三 所属信託会社（兼営法第二条第二項の規定により適用する法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第九十九条第九項（同法第二百四十九条（同法第二百四十九条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し）
四 信託契約代理業以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面
五 申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面

（業務方法書の記載事項）

第七十二条 法第六十八条第三項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取り扱う信託契約の種類
- 二 取り扱う信託契約の種類ごとに信託契約の締結の代理又は媒介のいずれを行なうかの別（代理及び媒介のいずれも行なう場合はその旨）
- 三 信託契約代理業務の実施体制

2

前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。

- 一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは金融機関代理業者等の営業所又は事務所と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を他の者であると誤認することを防止するための体制
- 三 信託会社等（信託会社、外国信託会社、兼営法第一條第一項の認可を受けた信託業務を営む金融機関及び保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。以下この号及び別表第十において同じ。）が信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を他の者であると誤認することを防止するための体制（心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者）

第七十二条の二 法第七十条第一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができる者とする。

2 法第七十条第二号ロ（1）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができる者とする。

（信託契約代理店登録簿の縦覧）

第七十三条 信託契約代理店が現に受けている登録をした財務局長は、その登録をした信託契約代理店に係る信託契約代理店登録簿を当該信託契約代理店の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。（届出の手続等）

第七十四条 法第七十一条第一項又は第三項の規定により届出を行なう信託契約代理店は、別表第十上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、その主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
2 財務局長は、信託契約代理店からその管轄する区域を超えて主たる営業所又は事務所の位置の変更があったことの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び信託契約代理店登録簿のうち当該信託契約代理店に係る部分その他の書類並びにその写し一通を、当該変更後の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長は、当該信託契約代理店を信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

第七十五条 法第七十二条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第二十号に定めるものとする。

2 信託契約代理店は、法第七十二条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信託契約代理店のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
法第七十二条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第五十条第一項各号に掲げる場合とする。

第二節 業務

（明示事項）

第七十六条 法第七十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所属信託会社が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする信託契約につき顧客が支払うべき信託報酬と、当該契約と同種の信託契約につき他の所属信託会社に支払うべき信託報酬が異なるときは、その旨
- 2 信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、顧客から当該信託契約に係る財産の預託を受けるときは、当該預託を受けることについての所属信託会社からの権限の付与の有無（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為
- 2 信託契約代理業務を営むことにより取得した顧客情報（顧客の財産に関する情報その他の特別な情報をいい、信託契約代理店が信託契約代理業務を行なうために必要であると認められる情報及び信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を所属信託会社が賠償するためには必要であると認められる情報を除く。）が所属信託会社に提供される可能性がある場合において、その旨の説明を書面の交付により行わずに、信託契約の締結の代理又は媒介をする行為
- 3 当該所属信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所属信託会社、その利害関係人（法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。）又は法人である信託契約代理店の利害関係人（令第十四条第一項各号に掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託契約代理店」と読み替えるものとする。次号において同じ。）が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。）
- 4 金融機関である信託契約代理店が、自己又はその利害関係人の行う信用供与の条件として信託契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己の取引上の優越的な地位を不正に利用して信託契約の締結の代理又は媒介をする行為
- 5 専ら自己又は顧客以外の者の利益を図る目的をもつて、顧客に損害を与えるおそれのある信託契約の締結の代理又は媒介をする行為
- 6 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
- 7 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨をその主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に速やかに報告することとその他の適切な措置を怠ること。

八 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

九 その他法令に違反する行為

2 法第二十六条第二項、令第十三條第一項及び第二項の規定並びに第三十四条及び第三十五条の規定は、前項第一号の規定による同号に規定する書面について準用する。

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八条 法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客が適格機関投資家等である場合（当該適格機関投資家等から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 顧客との間で同一の内容の金銭の信託契約の締結の代理又は媒介をしたことがある場合（当該顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三 信託契約の締結の媒介をする場合において、所属信託会社が法第二十五条の規定により顧客に対し当該信託契約の内容について説明を行うこととなつている場合

四 兼當法第六条の規定に基づき損失の補填又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六条において準用する法第二十

五 条の規定による説明を求められた場合を除く。）

五 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介をする場合において、顧客が資金移動業関係業者であるとき（当該資金移動業関係業者から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）。

第三節 経理

（信託契約代理業務に関する報告書）

第七十九条 法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店が提出する報告書は、当該信託契約代理店が法人である場合にあつては別紙様式第二十一号、個人である場合にあつては別紙様式第二十二号により作成しなければならない。

2 財務局長は、法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店から提出を受けた報告書を当該信託契約代理店の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属信託会社の説明書類の縦覧）

第七十九条の二 法第七十八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（一次元コードその他これに代わるものを持む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第四節 監督

（廃業等の届出）

第八十条 法第七十九条の規定により届出を行う者は、別表第十一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、その他のこれに代わるものを持む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第五章 の二 指定紛争解決機関

第一節 通則

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第八十条の二 法第八十五条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行ふことができる者とする。

（割合の算定）

第八十条の二の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対しても業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）述べた信託会社等（法第一条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日）にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている信託会社等（次条及び第八十条の五第二項において「全ての信託会社等」という。）の数で除して行うものとする。

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三 法第八十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合は、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての信託会社等に対し、説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した

書面及び業務規程（第四項、次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

- 口 説明会の開催年月日時及び場所
 ハ 信託会社等は当該申請をしようとする者に対し説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。
- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
 二 全ての信託会社等の出席の有無
 三 全ての信託会社等の意見書の提出の有無
 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 3 提出を受けた意見書に法第八十五条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 前項の書類には、信託会社等から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- 4 3 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。
- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
 二 全ての信託会社等の出席の有無
 三 全ての信託会社等の意見書の提出の有無
 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 5 提出を受けた意見書に法第八十五条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- イ 前項の書類には、信託会社等から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- ロ 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出について、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもつて作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載する方法
- 三 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 四 算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- （指定申請書の提出）
- 6 法第八十五条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。
- （指定申請書の添付書類）
- 第七条の五 法第八十五条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法第八十五条の二第一項の申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第八十条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）
- 二 法第八十五条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類
- 第八十条の四 法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 第八十一条の三第一項第一号の規定により全ての信託会社等に対して交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類
- 二 全ての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類
- 三 信託会社等に対する業務規程等を送付した場合には、当該信託会社等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類
- イ 到達した場合 到達した年月日
 ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因
- 3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第八十条の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）
- 三 役員（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- 四 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 五 紛争解決委員（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第八十条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第八十条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
- 六 紛争解決委員（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第八十条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員等が、暴力団員等（法第八十五条の九に規定する暴力団員等をいう。第八十条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 七 役員が法第八十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 八 役員の旧氏及び名を証する書面
- 九 役員が法第八十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 十 役員の旧氏及び名を証する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二節 業務

(業務規程で定めるべき事項)

第八十条の六 法第八十五条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第八十条の七 法第八十五条の七第二項第十一号に規定する指定紛争解決機関で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入信託会社等（法第八十五条の五第二項に規定する加入信託会社等）（以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信託会社等に対して、その義務の履行を勧告することができる」とする。

(実質的支配者等)

第八十条の八 法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の關係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な關係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

- 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な關係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事が存在する者
- 九 特定の者が前各号に掲げる者に対し、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する關係と同様の關係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対し、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する關係と同様の關係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第八十条の九 法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する關係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の關係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な關係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用者又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な關係のある者が行う融資を合わせて資金調達額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者
- 九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第一号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
- （苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

- 第八十条の十** 法第八十五条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関して、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。
- 一 加入信託会社等の顧客が手続対象信託業務関連苦情（法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入信託会社等の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信託会社等の商号又は名称
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
- 2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。
- 第八十条の十一** 法第八十五条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第八十五条の五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者は、次に掲げる者の中から該当する者とする。
- 一 当事者の配偶者又は配偶者であった者
- 二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者
- 三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 四 当該申立てに係る手続対象信託業務関連紛争（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者
- 五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者
- 2 法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。
- 一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- 二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格
- 3 法第八十五条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者
- イ 判事
- ロ 裁判官
- ハ 檢事
- ニ 弁護士
- ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授
- 二 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者
- イ 公認会計士
- ロ 税理士
- ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商業に属する科目の教授又は准教授
- 三 手続対象信託業務関連苦情を処理する業務又は手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るために必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者
- 四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- （手続対象信託業務関連紛争の当事者である加入信託会社等の顧客に対する説明）
- 第八十条の十二** 指定紛争解決機関は、法第八十五条の十三第八項に規定する説明をするに当たり手続対象信託業務関連紛争の当事者である加入信託会社等の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。
- 2 法第八十五条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている手続対象信託業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法
- 二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三、紛争解決委員が紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該手続対象

信託業務関連紛争の当事者に通知すること。

四、手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第八十条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第八十五条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一、紛争解決手続の申立ての内容
二、紛争解決手続において特別調停案(法第八十五条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三、紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

第三節 監督

(届出事項)

第八十条の十四 指定紛争解決機関は、法第八十五条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一、法第八十五条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信託会社等の商号又は名称

二、次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三、次項第七号に掲げる場合 信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該信託会社等の商号又は名称

四、次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ、行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ、行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ、行為の概要

二、改善策

2 法第八十五条の十九第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一、一定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二、親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。)又は子法人(指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。)が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更した場合

三、親法人が親法人でなくなった場合

四、子法人が子法人でなくなった場合、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有した場合

五、総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつた場合

六、法第八十五条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいる場合

七、信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否した場合

八、指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務(業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。)を遂行するに際して法令又は当該指

定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事實を知つた場合

九、加入信託会社等又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事實を知つた場合

3 前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第八十条の十五

法第八十五条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十三号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

がで

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(予備審査等)

第八十一条 法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(経由官庁)

第八十二条 信託会社又は外国信託会社(令第二十条第二項の規定により金融庁長官が指定する信託会社及び外国信託会社を除く。)は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するとときは、当該信託会社又は外国信託会社の本店又は主たる支店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2 管理型信託業、法第五十条の二第一項、承認事業又は信託契約代理業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北張所長を経由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者又は信託契約代理店が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者又は信託契約代理店の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者又は信託契約代理店は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第八十三条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可、承認又は指定(以下この項において「認可等」という。)に関する申請(予備審査に係るもの)を除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

1 法第三条又は第五十三条第一項の免許

2 法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項又は第六十七条第一項の登録(法第七条第三項(法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の登録の更新を含む。)

3 法第八十五条の二第一項の規定による指定

2 前項の期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

1 当該申請を補正するための期間

2 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するための期間

3 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するための期間

附 則

1 この府令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。
2 令附則第三条の規定に基づき法第八十七条第一項の登録の申請をする者は、第八十三条第一号から第四号に掲げる書面のほか、法の施行の際現に法第二条第十号に規定する信託受益権販売業を営んでいることを証する書面を提出しなければならない。

附 則(平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号)抄

1 この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年一月二六日内閣府令第三号)

この府令は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則(平成一七年二月二八日内閣府令第一三号)

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一七年三月二十五日内閣府令第一二号)

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年一二月二二日内閣府令第一〇七号)

第一条 この府令は、平成十八年一月一日から施行する。
(施行期日)
附 則(平成一八年三月一〇日内閣府令第九号)抄

第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。
(施行期日)
附 則(平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号)抄

(施行期日)
第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一八年四月二六日内閣府令第五五号) 抄

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

(信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に終了した事業年度に係る第十五条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下「新信託業法施行規則」という。）第四十二条の事業報告書については、なお従前の例による。

新信託業法施行規則第四十三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる事項のうち、施行日前に終了した事業年度に係る事項については、なお従前の例による。

新信託業法施行規則第四十四条第二項、第四十五条第二項又は第四十六条第二項各号に掲げる書類のうち、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年二月一六日内閣府令第一八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一七日内閣府令第三八号) 抄

1 1 この府令は、公布の日から施行する。
2 2 この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号、第三号の二、第四号、第四号の二、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二、第九号、第九号の二、第十号、第十二号、第十三号の二、第十四号及び第十五号並びに第三条による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式並びに第四条による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号並びに第五条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式並びに第七条による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年七月一三日内閣府令第四九号)

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月八日内閣府令第六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 信託会社が施行日以後に顧客（当該信託会社との間で施行日前に特定信託契約に相当する契約を締結した者に限る。）との間で特定信託契約の締結をしようとする場合に於ける新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定信託契約の締結をしようとする場合とする。

2 前項の場合において、信託会社は、特定信託契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面（第七条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下「新信託業法施行規則」という。）第三十条の十五第三号ニ（1）に規定する契約締結前交付書面をいう。附則第四十三条において同じ。）を交付しなければならない。

第四十一条 新信託業法施行規則第三十条の十二第三号の適用については、施行日に締結した特定信託契約に相当する契約は、同号の特定信託契約とみなす。

第四十二条 新信託業法施行規則第三十条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第四十三条 信託会社は、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新信託業法施行規則第三十条の二十二第一項第一号の規定を適用する。

第四十四条 改正法の施行前にした第七条の規定による改正前の信託業法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の規定に相当の規定があるものは、同令の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成一九年九月二七日内閣府令第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

(信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 旧郵便貯金は、第十三条の規定による改正後の信託業法施行規則第四十一条第五項第七号の規定の適用については、金融機関への預金とみなす。

附 則 (平成一〇年三月二八日内閣府令第一一号)

この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日内閣府令第一六号)

この府令は、公布の日から施行する。

1 1 この府令による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十号の二及び別紙様式第十号の四是、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年六月一三日内閣府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月四日内閣府令第四三号）抄

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十一年九月二十四日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二二日内閣府令第八〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二六号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年九月九日内閣府令第六二号）

この府令は、（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）
第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雑形、第三条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第一号の二から別紙様式第一号の四まで、別紙様式第一号の六から別紙様式第一号の八まで、別紙様式第四号、別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の二及び別紙様式第十六号の十七並びに第四条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二四日内閣府令第七六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一一日）

（施行期日）

附 則（平成二二年一二月二八日内閣府令第七八号）抄

（施行期日）

附 則（平成二二年一二月二四日内閣府令第七六号）

間は なお従前の例によることができる。
第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第一号ホ、別紙様式第十二号及び別紙様式第十六号、第十二条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式1、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第四号ハ、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第四号ハ、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第四号ハ、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第四号ニ及びホ、第一百四十三条の二第一項第四号並びに第二百十一条の三十七第一項第四号ハ、第二十二条の規定による改正後の信託業法施行規則第四十三条第一項第六号、第二项第六号、第三項第七号及び第四項第五号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第四号ハの規定は 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

(禁止行為に関する経過措置)

第九条 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。

一 新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四 信用格付の前提、意義及び限界

10 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十五第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年九月二一日内閣府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年九月三〇日内閣府令第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（業務報告書等の様式に係る経過措置）

第十三条 第十条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雑形、第十一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第1号、別紙様式第1号の2、別紙様式第2号、別紙様式第3号、別紙様式第3号の2、別紙様式第4号、別紙様式第4号の2、別紙様式第5号の2、別紙様式第6号の2、別紙様式第6号の3、別紙様式第6号の4、別紙様式第7号、別紙様式第7号の2、別紙様式第7号の3、別紙様式第7号の4、別紙様式第8号の2、別紙様式第12号及び別紙様式第13号の2、第十二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第10号、別紙様式第13号、別紙様式第13号の2、別紙様式第14号、別紙様式第14号の2及び別紙様式第15号、第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第9号、別紙様式第9号の2、別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2、第十六条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2並びに第十九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一月一九日内閣府令第四八号）抄

1 （施行期日）

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二九日内閣府令第二八号）

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則（平成二十三年六月三〇日内閣府令第二九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年一月一六日内閣府令第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年六月一日内閣府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月六日内閣府令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(外国人登録証明書の写し等に関する経過措置)

策

業務に関する報告書等に係る経過措置
第二項第一項の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四第二項第一項の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四第三項の規定による改正後の信託業法施行規則第五条第二項、第十一条の規定による改正後の資金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第六条、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項、第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五条第二項、第十一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条、第十四条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第九条第一項、第十五条の規定による改正後の会社法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五条规定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

三

する改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十一条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八条の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

二〇

正規定（同項第二十八号に係る部分に限る。）及び同令第百三十条第一項に四号を加える改正規定（同項第十五号に係る部分を除く。）、第二条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二条に二項を加える改正規定（同条第十項に係る部分に限る。）、同令第二十三条第二項にたゞし書を加える改正規定及び同項に三号を加える改正規定、第三条中保険業法施行規則第五十三条第一項に一号を加える改正規定並びに第四条中信託業法施行規則第四十条に二項を加える改正規定（同条第十項に係る部分に限る。）、同令第四十一条第二項にたゞし書を加える改正規定及び同項に三号を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

附
錄

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則
(平成二五年九月四日内閣府令第五八号)
抄

行期目

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する（罰則の適用に関する経過措置）。

十一

附則（平成二五年九月一七日内閣府令第六三号）
施行期日
この府令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

選措置

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式、第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式及び第八条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附
見

(施行期日) 附 則 (平成二六年一月一四日内閣府令第七号) 抄
この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月三十日)から施行する。

10

(罰則の適用に関する経過措置)

198

卷之二

附
錄

(平成二六年三月三一日改闢府令第三号) 批

(施行期日)

第九条 第八条の規定による改正後の信託業法施行規則（次項において「新信託業法施行規則」という。）別紙様式第十号記載上の注意2（5）⑥及び別紙様式第十号の二記載上の注意2（5）⑥の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

2 新信託業法施行規則別紙様式第十号（記載上の注意2（5）⑥を除く。）及び別紙様式第十号の一（記載上の注意2（5）⑥を除く。）の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第二十四条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十二号は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月一五日内閣府令第三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月一日内閣府令第九号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日内閣府令第一七号) 抄
(施行期日)

第一条 この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年三月二三日内閣府令第六号)
この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二四日内閣府令第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第五条 この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一五日内閣府令第四〇号)
この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日内閣府令第一四号)
この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一〇月一五日内閣府令第三四号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一一月二一日内閣府令第四一号)
この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月十四日）から施行する。

附 則 (令和元年一一月一三日内閣府令第四七号)
この府令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年四月一一日内閣府令第三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年九月三〇日内閣府令第六五号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二十七日内閣府令第七一号）抄

（施行期日）この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十一月一日）から施行する。

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和三年二月三日内閣府令第五号）抄

（施行期日）この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第二十条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（令和三年二月一五日内閣府令第六号）

（施行期日）この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月一六日内閣府令第一三号）抄

（施行期日）この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十号2（1）の表及び同様式2（3）の表並びに別紙様式第十号の二2（1）の表及び同様式2（3）の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十二条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る事業報告書（信託業法第三十三条の規定による事業報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月三〇日内閣府令第四四号）抄

（施行期日）この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月一四日内閣府令第一三号）

（施行期日）この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年九月一五日内閣府令第五五号）

（施行期日）この府令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一〇月一九日内閣府令第五九号）抄

第一条 この府令は、令和四年十月二十日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄

（施行期日）この府令は、令和四年五月二六日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄

（施行期日）この府令は、令和五年五月二六日から施行する。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二十二条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下この条において「新信託業法施行規則」という。）第四十三条第一項第二号ロ及びハ並びに第三号ハ並びに第二項第三号ハの規定並びに新信託業法施行規則別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新信託業法施行規則別紙様式第十号から別紙様式第十号の三までは、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書について適用する。

事業報告書又は自己信託報告書について適用する場合は、なお従前の例による。

附 則（令和五年一一月二七日内閣府令第八七号）

（施行期日）この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一二日内閣府令第一九号）抄

（施行期日）この府令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第七条の規定による改正後の信託業法施行規則（次項において「新信託業法施行規則」という。）別紙様式第十号から別紙様式第十号の四までは、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書については、なお従前の例による。

2 新信託業法施行規則別紙様式第二十一号及び別紙様式第二十二号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信託契約代理業務に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信託契約代理業務に関する報告書については、なお従前の例による。

別表第一（第二十二条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更		
一 新商号	一 変更後の定款	一 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）
二 旧商号	二 就任年月日	二 理由書
三 変更年月日	三 二 变更後の資本金の額	三 二 变更後の定款
四 変更の方法	四 二 变更後の定款	三 二 变更後の定款
取締役、執行役、会計参与又は監査役の変更	一 変更があった取締役、執行役、会計参与又は監査役の氏名又は名称	一 会社の登記事項証明書
	二 就任又は退任年月日	二 就任する取締役、執行役、会計参与又は監査役に係る次に掲げる書面
	三 就任又は退任年月日	二 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）
	四 就任又は退任年月日	二 住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
		三 口取締役、執行役、会計参与又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役、会計参与又は監査役の氏名に併せて届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該取締役、執行役、会計参与又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
		四 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
信託業務以外に営む業務の種類の変更	一 開始又は廃止した業務の種類	一 理由書
	二 開始又は廃止年月日	二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第二十一条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。）
営業所の設置	一 設置した営業所の名称	一 設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面
	二 所在地	二 営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面
	三 営業開始年月日	
営業所の名称の変更	一 名称及び変更前の所在地	
	二 變更後の所在地	
本店その他の営業所の所在地の変更	一 変更前の名称及び所在地	
	二 変更後の名称	
	三 変更年月日	
営業所の廃止	一 廃止した営業所の名称及び所在地	一所所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面
	二 廃止年月日	
別表第二（第三十九条第六項関係）	記載要領等	
帳簿の種類	記載事項	備考
信託勘定元帳	信託勘定元計上年月日、勘定科目、借方欄、貸方欄には、勘定科目ごとの変動状況を記載すること。	信託勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもつて信託勘定元帳とすることができる。
総勘定元帳	方、貸方、残高	当該日計表のつづりをもつて総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもつて総勘定元帳とができる。
勘定科目、計上年月日、借方、貸方、残高		
別表第三（第四十八条第二項関係）	記載事項	添付書類
届出事項		
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つた年月日	一 理由書
合併をしたとき	一 合併の相手方の商号	二 合併年月日

		三 合併の方法 四 法第三十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨
会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき		一 信託会社（法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。）以外の者と合併した場合には、次に掲げる書類（次号に掲げる書類を除く。）
二 承継先の商号		ロ 合併の当事者の登記事項証明書 ハ 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
三 吸収分割年月日		二 合併後の純資産額を記載した書面
四 法第三十八条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合は、その旨		三 合併後の信託会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 ハ 合併後の信託会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 ト 法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
五 理由書	一 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）	チ 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
六 吸収分割の当事者の登記事項証明書		リ 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
		ヌ 合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
		ル 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類
		三 法第三十六条第一項の認可を受けて信託会社（法第五十二条第三項の規定により信託会社とみなされる者を含む。）以外の者と合併した場合にあっては、法第三十六条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面

	<p>ハ 吸收分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>ニ 承継会社の吸收分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>本 承継会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>ヘ 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>ト 会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面</p> <p>チ 会社法第七百八十九条第二項又は第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項又は第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方針による公告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面</p> <p>リ 株券発行会社が株式の併合をする場合には会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面</p> <p>ヌ 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を發行していないことを証する書面</p> <p>ル 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第三項の規定による届出が必要な場合には、当該届出をしたことを証明する書類</p> <p>三 法第三十八条第一項の認可を受けた場合には、同条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>
<p>信託業の一部の譲渡をしたとき</p> <p>一 謙渡先の商号</p> <p>二 讓渡年月日</p> <p>三 譲渡した信託業の内容</p> <p>四 法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の認可を受けている場合には、その旨</p>	
<p>一 理由書</p> <p>二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。）</p> <p>ハ 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>ニ 譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面</p> <p>ホ 譲受会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>ハ 譲受会社の主要株主（これに準ずるものと含む。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>ト 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出があつては、当該届出をしたことを証明する書類</p> <p>三 法第三十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受けた場合には、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書面</p>	

		法第五条第一項第一号の規定に該当することとなつた場合	法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる機関を置く株式会社でなくなつた年月日
		法第五条第二項第一号又は法第十条第一項第一号の規定に該当することとなつた場合	二 会社の登記事項証明書 三 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)
		法第五条第二項第二号又は法第十条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合	一 理由書 二 会社の登記事項証明書 三 純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の日計表 純資産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面
		法第五条第一項第五号(外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合	法第五条第一項第五号(外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合 一 資本金の額が政令で定める金額に満たなくなつた年月日 二 免許、登録、認可等(以下この項において「免許等」という。)の内容 三 当該免許等の年月日
		法第五条第一項第六号に該当することとなつた場合	一 違反した法令の規定 二 刑の確定した年月日及び罰金の額
		法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなつた場合	法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなつた場合 一 理由 二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなつた年月日及び理由 三 外国において免許等の取消しをされた年月日
		法第五条第二項第八号ロの規定に該当することとなつた場合	法第五条第二項第八号ロの規定に該当することとなつた場合 一 該当者氏名 二 破産手続開始の決定を受けた年月日
		法第五条第二項第八号ハの規定に該当することとなつた場合	法第五条第二項第八号ハの規定に該当することとなつた場合 一 該当者氏名 二 法第五条第二項第八号ハの規定に該当することとなつた年月日及び理由
		法第五条第二項第八号ニ、ホ又はへの規定に該当することとなつた場合	法第五条第二項第八号ニ、ホ又はへの規定に該当することとなつた場合 一 該当者氏名 二 取消命令を受けた年月日
		法第五条第二項第八号チの規定に該当することとなつた場合	法第五条第二項第八号チの規定に該当することとなつた場合 一 該当者氏名 二 解任命令を受けた年月日
		法第五条第二項第十号イに該当することとなつた場合	法第五条第二項第十号イに該当することとなつた場合 一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類
		法第五条第二項第十号ロに該当することとなつた場合	法第五条第二項第十号ロに該当することとなつた場合 一 取消命令を受けた年月日 二 違反した法令の規定
		純資産額が資本金の額に満たなくなつた場合	純資産額が資本金の額に満たなくなつた場合 一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場合にあつては、当該法令とその訳文 三 確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
		破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合 一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた者の名称又は商号
		定款を変更した場合	定款を変更した場合 一 変更の内容 二 変更年月日 三 氏名又は名称若しくは商号 四 異動の前後の主要株主一覧表

破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行わされた事実を知った場合	定款を変更した場合	不祥事件が発生したことを知った場合	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停の当事者となつた場合	一 不祥事件の概要 二 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名	一 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名 二 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 三 管轄裁判所名 四 事件の内容	一 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立） 年月日 三 判決又は和解の内容 四 総覧開始年月日 五 判決又は和解の内容 六 総結の日	一 破産手続開始、再生手続開始の申立てが行われた年月日 二 変更年月日 三 総会に準ずる機関の議事録	一 理由書 二 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 変更後の定款の写し
信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停が終結した場合	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停が終結した場合	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停が終結した場合	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停が終結した場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立） 年月日 三 判決又は和解の内容 四 総覧開始年月日 五 判決又は和解の内容 六 総結の日	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立） 年月日 三 判決又は和解の内容 四 総覧開始年月日 五 判決又は和解の内容 六 総結の日	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立） 年月日 三 判決又は和解の内容 四 総覧開始年月日 五 判決又は和解の内容 六 総結の日	一 破産手続開始、再生手続開始の申立てが行われた年月日 二 変更年月日 三 総会に準ずる機関の議事録	一 申立ての理由を記載した書面 二 最近の日計表
信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき	会社分割により信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき	届出事項	記載事項	添付書類	別表第四の三（第五十一条の九第三項関係）	別表第四の三（第五十一条の九第三項関係）
信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき	一 承継先の商号 二 会社分割年月日	一 承継先の商号 二 会社分割年月日	一 理由書 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を廃止することを決定した株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 三 引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面	一 理由書 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 四 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五十条の二第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 理由書 二 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 五 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 六 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 七 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録	一 理由書 二 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 五 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 六 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 七 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録	一 理由書 二 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 五 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 六 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録 七 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に進むる機関の議事録	一 申立ての理由を記載した書面 二 最近の日計表

	合併により消滅したとき									
	一 合併の相手方の商号	一 理由書	二 合併契約の内容を記載した書面	三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。）	四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	五 合併の手続を記載した書面	六 合併後の法第五十条の二第一項の登記を受けた者の合併後の純資産額を記載した書面	七 合併後の法第五十条の二第一項の登記を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	八 合併手続開始の決定により解散したとき	九 合併手続開始の決定により解散したとき
	二 合併年月日	二 理由書	三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。）	四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	五 合併の手続を記載した書面	六 合併後の法第五十条の二第一項の登記を受けた者の合併後の純資産額を記載した書面	七 合併後の法第五十条の二第一項の登記を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	八 合併手続開始の決定により解散したとき	九 合併手続開始の決定により解散したとき	
	三 合併の方法	三 理由書	四 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。）	五 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	六 合併の手続を記載した書面	七 合併後の法第五十条の二第一項の登記を受けた者の合併後の純資産額を記載した書面	八 合併後の法第五十条の二第一項の登記を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	九 合併手続開始の決定により解散したとき	十 合併手続開始の決定により解散したとき	
	四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	五 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	六 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	七 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	八 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	九 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	十 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	十一 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	
	別表第五（第五十三条第五項関係）									
	届出事項	記載事項	添付書類							
	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つた年月日	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 三 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託関係の処理の方法を記載した書面							
	合併をしたとき	合併の相手方の商号又は名称	一 理由書 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つた年月日 三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面							
	会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき	一 承継先の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた信託業の内容	一 理由書 二 合併契約の内容を記載した書面 三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後の中資産額を記載した書面 七 合併後の承認事業者が法第五条第二項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面							
	信託業の一部の譲渡をしたとき	一 讓渡先の商号又は名称 二 让渡年月日 三 譲渡した信託業の内容	一 理由書 二 吸收分割契約の内容を記載した書面 三 吸收分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 四 吸收分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 吸收分割の手続を記載した書面 六 承継会社の吸收分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五条第二項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面							
	法第五条第一項第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつた場合（いう。）の内容	一 免許、登録、認可等（以下この項において「免許等」と） 二 理由書 三 取消しを命ずる書類の写し及びこれに代わる書面	一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 譲渡先の承認事業者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 譲渡先の承認事業者が法第五条第二項第六号若しくは第八号又は法第五十三条第六項第六号若しくは第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面							

法第三十四条第一項の規定により作成した書類
(同条第二項の規定により電磁的記録をも
る)について総覧を開始した場合

届出事項	記載事項	添付書類
信託業を廃止したとき	廃止年月日	一 理由書 二 信託業を廃止することを決定した株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面
会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき	一 承継先の商号 二 会社分割年月日	一 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 二 会社分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 四 会社分割の手続を記載した書面 五 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面 六 承継会社が法第五条第二項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
信託業の全部の譲渡をしたとき	一 謙渡先の商号又は名称 二 謙渡年月日 三 取消年月日	一 理由書 二 謙渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 四 事業譲渡の手続を記載した書面 五 謙渡先の承認事業者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 六 謙渡先の承認事業者が法第五条第二項第六号若しくは第八号又は法第五十三条第六項第六号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき	一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法	一 理由書 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認が取り消されたことを証する書面 三 合併契約の内容を記載した書面 四 合併の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 六 合併の手続を記載した書面 七 合併後の承認事業者の合併後の純資産額を記載した書面 八 合併後の承認事業者が法第五条第二項第六号若しくは第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
破産手続開始の決定により解散したとき	一 破産手続開始の申立てを行つた年月日 二 破産手続開始の決定期を受けた年月日	一 理由書 二 裁判所が破産管財人を選定したことと証する書面 三 引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日	一 清算人による登記事項証明書(これに準ずるものとみなされる場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている同条第一項に規定する説明書類の内容である情報を記載した書類)

別表第六(第五十三条第六項関係)

三 判決又は和解の内容

法第三十四条第一項の規定により作成した書類(同条第二項の規定により電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている同条第一項に規定する説明書類の内容である情報を記載した書類)

別表第七（第六十二条第一項関係）

届出事項 商号の変更	記載事項 一 新商号 二 旧商号	添付書類 一 変更後の定款（これに準ずるものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。） 二 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。）
本店の所在地の変更	三 変更年月日	
資本金の額の変更	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額	
役員の変更	四 変更の方法 一 変更があつた役員の氏名 二 変更後又は退任年月日 三 変更年月日 四 変更の方法	一 理由書 二 変更後の定款 三 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 四 会社の登記事項証明書（これに準ずるものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面） 五 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 ニ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
いづれかの支店において信託業務以外に営む業務の種類の変更	一 開始又は廃止した業務の種類 二 開始又は廃止年月日	一 理由書 二 業務を開始する場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面（法第六十三条第二項において準用する法第二十一条第三項の規定により当該書面を添付する場合を除く。） 三 第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
支店の設置	一 設置した支店の名称 二 所在地	一 設置した支店の組織及び人員配置を記載した書面 二 支店の設置による純資産額の変動を記載した書面
支店の所在地の変更	三 営業開始年月日	所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面
支店の名称の変更	三 変更年月日	
支店の廃止	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	当該支店における信託関係の処理の方法を記載した書面
国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更	三 変更前の氏名及び国内の住所 三 変更後の名称 三 変更年月日	一 会社の登記事項証明書 二 履歴書（住所のみ変更の場合を除く。以下同じ。） 三 住民票の原本又はこれに代わる書面 四 国内における代表者の旧氏及び名を当該国内における代表者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該国内における代表者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 五 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
別表第八（第六十三条第二項関係）	記載事項 一 理由書 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つた年月日 三 最近の日計表	添付書類
国内において破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき		

				合併をしたとき
会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたとき	一 吸収分割の相手方の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた信託業の内容	一 吸収分割契約の内容を記載した書面 二 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 六 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 理由書 二 合併後の純資産額を記載した書面 三 合併契約の内容を記載した書面 四 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 五 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 六 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法
信託業の一部の譲渡をしたとき	一 謙渡の相手方の商号又は名称 二 謙渡年月日 三 謙渡した信託業の内容	一 理由書 二 次に掲げる書類（次号に掲げる場合を除く。） 三 謙渡契約の内容を記載した書面	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 六 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 合併をしたとき
会社分割（吸収分割）により信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき	一 吸収分割の相手方 二 吸収分割年月日 三 承継した信託業の内容	一 理由書 二 外国における信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 三 合併契約の内容を記載した書面 四 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 五 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 六 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 理由書 二 合併をしたとき	一 合併をしたとき
信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき	一 譲受けの相手方 二 譲受け年月日 三 讓り受けた信託業の内容	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 四 合併契約の内容を記載した書面 五 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 六 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 七 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 理由書 二 合併をしたとき	一 合併をしたとき
信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき	一 譲受けの相手方 二 譲受け年月日 三 让り受けた信託業の内容	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 四 合併契約の内容を記載した書面 五 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと記載した書類） 六 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 七 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	一 理由書 二 合併をしたとき	一 合併をしたとき

訴訟又は調停の当事者となつた場合

訴訟又は調停が終結した場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 管轄裁判所名 四 事件の内容
---------------	--

信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合

信託契約代理店と信託契約代理業に係る委託契約を締結した場合	一 信託契約代理店の商号又は名称 二 信託契約代理店の主たる営業所又は事務所の所在地 三 判決又は和解の内容
-------------------------------	--

自己を所属信託会社とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つた場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 判決又は和解の内容
--	--

自己を所属信託会社とする信託契約代理店が当事となる訴訟又は調停が終結したことを知つた場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟開始年月日 三 判決又は和解の内容
--	---

法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について総覧を開始した場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の内容
---	--

法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について総覧を開始した場合	一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の内容
---	--

別表第九（第六十四条関係）	一 委託契約の内容を記載した書面
---------------	------------------

届出事項	一 記載事項
------	--------

すべての支店における信託業務を廃止したとき又は外国において信託業のすべてを廃止したとき	一 承継先の商号 二 会社分割年月日 三 廃止年月日
---	----------------------------------

会社分割により支店における信託業の全部の承継をさせたとき又は外国における信託業の全部の承継をさせたとき	一 承継先の商号 二 会社分割年月日 三 支店において引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面
---	---

支店における信託業の全部の譲渡をしたとき又は外国における信託業の全部の譲渡をしたとき	一 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 二 会社分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるもの）を含む。 三 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 四 支店において引受けを行つた信託関係の処理の方法を記載した書面（支店における信託業の全部の承継をさせた場合に限る。以下同じ。） 五 支店における信託業の全部の承継をさせた場合に限る。以下同じ。） 六 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
--	--

支店における信託業の全部の譲渡をしたとき又は外国における信託業の全部の譲渡をしたとき	一 次に掲げるいずれかの書類 二 法第三十九条第一項の認可を受けた場合には、同条第三項に規定する添付書類の内容に変更がない旨を誓約した書類
--	--

内閣総理大臣の認可を受けている場合	一 次に掲げる書類 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるもの） 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
-------------------	--

内閣総理大臣の認可を受けている場合	一 次に掲げる書類 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるもの） 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
-------------------	--

合併により消滅したとき		一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法	一 合併契約の内容を記載した書面 二 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 三 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 四 謙譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 五 謙譲受会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 六 合併後の外国信託会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	二 支店において引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面（支店における信託業の全部の譲渡をした場合に限る。以下同じ。） ホ 謙譲受会社の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 ヘ 謙譲受会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第十号又は法第五十三条第六項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面		
別表第十（第七十四条第一項関係）	届出事項	記載事項	添付書類			
商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更	一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日	一 理由書 二 清算人に係る会社の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 三 支店において引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面	法人であるときは、 一 変更後の定款（これに準ずるものと含む。） 二 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）又は株主総会に準ずる機関の議事録（法人の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。次号ロにおいて同じ。） 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（金融庁長官又はその権限の委任を受けた財務局長若しくは財務支局长に既に同一内容の履歴書を提出しているときを除くものとし、役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 ニ 法第七十条第二号ロ（1）又は（2）のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面	二 理由書 三 合併契約の内容を記載した書面 四 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 五 合併後の外国信託会社の純資産額を記載した書面 六 合併後の外国信託会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面		
役員の変更	合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日				
三 二 営業開始年月日	一 設置した営業所等の名称					
二 二 営業開始年月日						
一 一 信託契約代理業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所」という。）の設置						

信託契約代理店である個人が死亡したとき	死亡年月日	六 事業譲渡先が法第七十条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき	一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法	当該信託契約代理店である個人の除籍簿の謄本
信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 合併契約の内容を記載した書面 三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。） 四 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後存続する法人が法第七十条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	六 事業譲渡先が法第七十条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
信託契約代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一 受けた年月日 二 解散年月日	裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面
	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものと含む。）	

別紙様式第1号(第5条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年　月　日
内閣総理大臣 殿
申請者(郵便番号) _____
所在地
電話番号() —
商　号
代表者の氏名
免許申請書
信託業法第4条第1項の規定に基づき免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

(ふりがな) 1. 商　号	
2. 資本金の額	別添1のとおり
3. 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の氏名	別添2のとおり
4. 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称	別添2—2のとおり

5. 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	別添3のとおり
6. 本店その他の営業所の名称及び所在地	別添4のとおり

(注意事項)

商号を変更した場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添1：資本金の額)

(第3面)

商号

資 本 金 の 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額を変更した場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役(監査等委員会設置会社にあっては全取締役、指名委員会等設置会社にあっては全取締役及び全執行役)の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2—2：会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称)

(第4—2面)

商号

(年月日現在)

氏名又は名称 (ふりがな)		役職名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

会計参与に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4：本店その他の営業所の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年月日現在)

名称	所在地
	電話番号() —

(記載上の注意)

所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

登録免許税領収書貼付欄

(第7面)

--

別紙様式第2号(第12条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者(郵便番号)

所 在 地

電話番号() —

商 号

代表者の氏名

登録申請書

信託業法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)
(ふりがな) 1. 商 号	
2. 資本金の額	別添1のとおり
3. 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の氏名	別添2のとおり
4. 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称	別添2—2のとおり

5. 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	別添3のとおり
6. 本店その他 の営業所の 名称及び所 在地	別添4のとおり

(記載上の注意)

「※登録番号」欄には、記載しないこと。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添1：資本金の額)

(第3面)

商号

資 本 金 の 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額を変更した場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役(監査等委員会設置会社にあっては全取締役、指名委員会等設置会社にあっては全取締役及び全執行役)の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2—2：会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称)

(第4—2面)

商号	(年月日現在)
氏名又は名称	役職名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

会計参与に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号	(年月日現在)
他に営む業務の種類	

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4：本店その他の営業所の名称及び所在地)

(第6面)

商号	(年月日現在)
名 称	所 在 地
	電話番号() —

(記載上の注意)

所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

登録免許税領収書又は収入印紙貼付欄

(第7面)

--

別紙様式第3号（第17条関係）（平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
(日本産業規格A4)

年　月　日

()

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

営業保証金供託届出書

信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、
供託書の正本を添付して、届け出ます。

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第4号（第19条第1項関係）（平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住　所

商　号

代表者の氏名

営業保証金供託保証契約届出書

信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

（記載上の注意）

法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第5号 (第19条第2項関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

信託業法施行令第10条第3号の規定により、信託業法第11条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項(法第52条第2項において準用する場合を含む。)、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項(法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘柄	金額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

別紙様式第6号（第19条第2項関係）（平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住　所

商　号

代表者の氏名

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

信託業法施行令第10条第3号の規定により、信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

（記載上の注意）

法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容
イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供　託　金　額	供　託　者　名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番　号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘柄	金額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

別紙様式第7号（第19条第4項関係）（平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住　所

商　号

代表者の氏名

営業保証金供託保証契約変更届出書

信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第8号 (第19条第4項関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

営業保証金供託保証契約解除届書

信託業法第11条第3項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事實を証する書面を添付して、届け出ます。

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項(法第52条第2項において準用する場合を含む。)、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項(法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第9号（第27条第4項関係）（令元内府令14・令2内府令75・一部改正）
 （日本産業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長 殿

所在地、住所又は居所

商号又は名称

氏名

（法人にあっては、代表者の氏名）

届出義務発生日　年　月　日

対象議決権保有届出書

信託業法第17条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づき届け出ます。

1. 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項

信託会社又は信託持株会社の商号	
本店の所在地	

2. 提出者に関する事項

1 個人	2 法人
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 主たる営業所若しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所 電話番号	
(ふりがな) 代表者の氏名	
保有の目的	
提出者又は特別の関係にある者が 保有する議決権の数	(A)

	提出者が保有する議決権の数	
	特別の関係にある者が保有する議決権の数	
	信託会社又は信託持株会社の総株主若しくは総出資者の議決権数	(B)
	議決権保有割合	(A / B × 100)

(記載上の注意)

1. 一般的事項
 - (1) この様式において「議決権」とは、信託業法第5条第5項に規定する議決権をいう。
 - (2) この様式において「特別の関係にある者」とは、信託業法施行令第5条に規定する特別の関係にある者をいう。
2. 個別事項
 - (1) 氏名
氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
 - (2) 届出義務発生日
総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権の保有者（信託業法第5条第7項の規定により、議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。）となった日を記載すること。
 - (3) 提出者が対象議決権を保有する信託会社又は信託持株会社に関する事項
「本店の所在地」欄には、信託会社又は信託持株会社の本店の所在する都道府県名を記載すること。
 - (4) 提出者に関する事項
 - イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 - ロ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
 - ハ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者又は特別の関係にある者が現に保有する信託会社又は信託持株会社の議決権の数により記載すること。

別紙様式第10号(第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 年　　月　　日から
年　　月　　日まで

年　月　日提出

商　号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項若しくは第39条第2項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 当期の業務概要
- (2) 営んでいる業務の種類
- (3) 株主総会決議事項の要旨
- (4) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数

	役　　員	使　用　人	計
		うち非常勤	
総　　数	名	名	名

② 役員の状況

役　　職　　名	氏　名　又　は　名　称

(5) 営業所の状況

名　　称	所　在　地	役員及び使用人
		名
計　　店		計　　名

(6) 信託契約代理店の増減

前　期　末	当　期　末	増　減(△)

(7) 株主の状況

氏　名　又　は　名　称	住　所　又　は　所　在　地	割　合
その他(　　名)		%
計　　名		100.00%

(8) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所 在 地	主要な事業の内容	関 係 内 容

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項若しくは第39条第2項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、(4)②の「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(9) 業務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

無形固定資産								
地上権								
不動産の賃借権								
その他の無形固定資産								
その他の債権								
買入手形								
コールローン								
現金預け金								
預金								
預け金								
その他								
共同受託振替勘定								
その他								
資産合計								

有 債 証 券							
国 債							
地 方 債							
短 期 社 債							
社 債							
株 式							
外 国 証 券							
そ の 他 の 証 券							
貸付信託受益証券							
投資信託受益証券							
暗号等資産関連有 価証券							
電子記録移転有価 証券表示権利等							
投 資 信 託 外 国 投 資							
信 託 受 益 権							
指定金銭信託受益 権							
金 銭 投 資 基 金 信 託 受 益 権							
年 金 投 資 基 金 信 託 受 益 権							
財 産 形 成 投 資 基 金 信 託 受 益 権							

貸付信託収益運用 口 受 益 権								
特定信託受益権								
その他の信託受益権								
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)								
暗号資産								
金銭債権								
生命保険債権								
住宅貸付債権								
その他の金銭債権								
有形固定資産								
動産								
不動産								
無形固定資産								
地上権								
不動産の賃借権								
その他の無形固定資産								
その他債権								
買入手形								
コールローン								
現金預け金								

現 金							
預 け 金							
そ の 他							
共同受託振替勘定							
そ の 他							
資 産 合 計							

(3) 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件 数	うち評価額のあるもの	
		件 数	評 価 額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			
そ の 他			
合 計			

(4) 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件 数	元 本 額
金 銭 債 権	貸 付 債 権	
	売 掛 債 権	
	そ の 他	
動 产		
土 地 及 び そ の 定 着 物		
地 上 権		
土地及びその定着物の貸借権		
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)		
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)		

商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)		
そ の 他		
合 計		

(5) 信託財産残高表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 錢 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 錢 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 产 形 成 給 付 信 託	
有 働 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 錢 信 託 以外 の 金 錢 の 信 託	
短 期 社 債		有 働 証 券 の 信 託	
社 債		電 子 決 済 手 段 の 信 託	
株 式		暗 号 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 働 証 券 表 示 権 利 等 の 信 託	
外 国 証 券		金 錢 債 権 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		動 产 の 信 託	
暗 号 等 資 産 関 連 有 働 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
電 子 記 録 移 転 有 働 証 券 表 示 権 利 等		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 働 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
電 子 決 済 手 段 (特 定 信 託 受 益 権 を 除 く。)			
受 託 有 働 証 券			
暗 号 資 産			
金 錢 債 権			
生 命 保 險 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 錢 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 产			
不 动 产			
無 形 固 定 資 産			

地　上　　権			
不　動　産　の　賃　借　権			
そ　の　他　の　無　形　固　定　資　産			
そ　の　他　債　　権			
買　入　手　形			
コ　ー　ル　ロ　ー　ン			
現　金　預　け　金			
現　　　　　金			
預　　　　　金			
そ　の　他			
共　同　受　託　振　替　勘　定			
そ　の　他			
合　　計	合	合	計

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

(単位：百万円)

資　　産	金　額	負　債	金　額
貸　出　金		指　定　金　錢　信　託	
証　書　貸　付		特　定　金　錢　信　託	
手　形　貸　付		年　金　信　託	
割　引　手　形		財　產　形　成　給　付　信　託	
有　価　証　券		貸　付　信　託	
国　　債		投　資　信　託	
地　　方　債		金錢信託以外の金錢の信託	
短　期　社　債		有　価　証　券　の　信　託	
社　　債		電　子　決　済　手　段　の　信　託	
株　　式		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
外　国　証　券		金　錢　債　權　の　信　託	
そ　の　他　の　証　券		動　产　の　信　託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電　子　記　錄　移　転　有　価　証　券 表　示　權　利　等		地　上　權　の　信　託	

投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コレローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他の			
合計	合計	合計	合計

(6) 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	

※ 収益調整益		暗号資産売却損	
※ 投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
投資信託有価証券売却益		有価証券償還損	
暗号資産売却益		※ 収益調整損	
暗号等資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
電子記録移転有価証券表示権利等売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※ ····	
※ 特別留保金戻入		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		その他の支出	
※ ····		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

(7) 信託財産の分別管理の状況

番号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段(信託の受益権を除く。)	

11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
15	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
16	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
17	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
18	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
19	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

(7) 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法

(7) 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番号	暗号資産の種類	管理の方法

(8) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信託の種類	信託の残高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2) 指図を行う者に関する事項

商号又は名称	所在地

(9) 代理店の増減

前期末	当期末	増減(△)

2 経理の状況

(1) 貸借対照表

年月日現在

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 流動資産	千円	(負債の部) 流動負債	千円

現金預け金	短期借入金
現預金	前受金
有価証券	前受料
短期貸付金	未払料
前払費用	未払費用
前払費用	未払法人税
未収入金	未払延税金
未収入金	繰延税金負
未収入金	賞与引当
未収入金	その他の流動負債
未収入金	流動負債計
繰延税金資産	固定負債
その他の流動資産	長期借入金
貸倒引当金	繰延税金負債
流動資産計	退職給付引当金
固定資産	役員退職慰労引当金
有形固定資産	負のれん
建物	その他の固定負債
器具備品	固定負債計
土地	引当金
・・・・・	・・・・・
無形固定資産	引当金計
ソフトウェア	
のれん	
・・・・・	
投資資本等	負債合計
投資有価証券	(純資産の部)
関係会社株式	株主資本
出資	新株式申込証拠金
長期貸付金	資本剩余金
长期前払費用	資本準備金
前払年金費用	その他資本剩余金
繰延税金資産	利益剰余金
その他の投資等	利益準備金
貸倒引当金	その他利益剰余金
固定資産計	×××積立金
繰延資産	自己株式△
創立費	自己株式申込証拠金
・・・・・	評価・換算差額等
繰延資産計	その他有価証券評価差額金
	繰越ヘッジ損益
	土地再評価差額金
	株式引受権

		新株予約権		
		純資産合計		
資産合計		負債・純資産合計		

(2) 損益計算書

〔年月日から
年月日まで〕

科		目	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円
		信託報酬	×××
		指定金銭信託	×××
		特定金銭信託	×××
		年金信託	×××
		財産形成給付信託	×××
		貸付信託	×××
		投資信託	×××
		電子決済手段の信託	×××
		金銭信託以外の金銭の信託	×××
		有価証券の信託	×××
		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	×××
		金銭債権の信託	×××
		動産の信託	×××
		土地及びその定着物の信託	×××
		地上権の信託	×××
		土地及びその定着物の賃借権の信託	×××
		包括信託	×××
		その他の信託	×××
		その他の営業収益	×××
		信託契約代理業	×××
		信託受益権販売業	×××
		その他の他	×××
		営業収益計	×××
		営業費用	
		支払手数料	×××
		広告宣伝費	×××
		公告費	×××
		営業雑経費	×××
		通信費	×××
		印刷費	×××

		調 諸 ・ 常 業 一 給 役 給 賞 交 寄 旅 費 租 税 不 動 退 職 貸 倒 固 定 そ の 查 会 ・ 業 費 管 理 員 料 手 際 付 通 交 公 課 費 貸 用 付 費 繰 入 償 却 他 費 計	費 費 ・ 計 費 料 酬 當 与 費 金 費 課 料 費 貸 用 費 用 入 費 却 他 費 計	×××	×
		一 般 管 理 費 計			
		營業利益(又は營業損失)		×××	
營業外損益の部		營業外収益		×××	
		受取配当金			
		有価証券利息			
		受取利息			
		有価証券売却益			
		有価証券償還益			
		・			
		營業外収益計			
		營業外費用		×××	
		支払利息			
		有価証券売却損			
		貸倒償却			
		・			
		營業外費用計			
		経常利益(又は経常損失)		×××	
益 の 特 別 部 損	特別 臨時 利 益 益	利 利 益 益	×××		
		・			

	特 別 利 益 計	× × ×
特 別 損 失	× × ×	
有 價 証 券 評 價 減	× × ×	
臨 時 損 失	× × ×	
・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
特 別 損 失 計	× × ×	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		× × ×
法 人 税 等		× × ×
法 人 税 等 調 整 額		× × ×
当 期 純 利 益(又は当 期 純 損 失)		× × ×

(3) 株主資本等変動計算書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(4) 附 属 明 細 表

① 有価証券明細表

(株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

(債券)

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

(その他)

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	差引当期末残高	
						当期償却額	当期償却額
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘柄	発行年月日	当期末残高	利率	担保	償還期限
		千円	%		
計					

(4) 借入金等明細表

区分	当期末残高	平均利率	返済期限
千円	%		
短期借入金			
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)			
その他の有利子負債			
計			

(5) 引当金明細表

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
千円	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。

なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における取締役、執行役、会計参与及び監査役について記載すること。

(5) 営業所の状況

当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 信託契約代理店の増減

増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。

(7) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主(第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。)及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(8) 親法人等及び子法人等の状況

- ① 当期末現在における親法人等(令第2条第2項に該当する親法人等をいう。)及び子法人等(令第2条第2項に該当する子法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

また、年金投资基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

① 各種信託の残高

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

ハ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

③ 金銭評価の困難な信託

イ 期中に新規設定された信託について記載すること。

ロ 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを該当欄に()で注記すること。

④ 流動化を目的とした信託

イ 期中に新規設定された信託について記載すること。

ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、

① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの

② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの

③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもののいずれかに該当するものをいう。

⑤ 信託財産残高表

イ ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

ハ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。

ニ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

ホ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

⑥ 信託財産収支表

イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。

ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。

ハ 信託の収益金の計算期間と事業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高

イ 管理型信託会社のみ記載すること。

- ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。
- (2) 指図を行う者に関する事項
 - イ 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。)及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であつて、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。
 - ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型信託会社のみ記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的な事項

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるここと。

(2) 注記事項

会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで(第105条及び第112条ただし書きを除く。)の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- ① 繼続企業の前提に関する事項
- ② 重要な会計方針に係る事項
- ③ 貸借対照表等に関する事項
- ④ 損益計算書に関する事項
- ⑤ 株主資本等変動計算書に関する事項
- ⑥ 税効果会計に関する事項
- ⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項
- ⑧ 関連当事者との取引に関する事項
- ⑨ 一株当たり情報に関する事項
- ⑩ 重要な後発事象に関する事項
- ⑪ 連結配当規制適用会社に関する事項
- ⑫ その他の注記

(3) 貸借対照表

- ① 貸倒引当金
流动資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。
- ② 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産
当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ③ 引当金
当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ④ 任意積立金

「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(4) 損益計算書

特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(5) 株主資本等変動計算書

① 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

② 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

③ その他資本準備金は、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。

④ その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

⑤ 合計欄の記載は省略することができる。

⑥ 遷及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遷及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

(6) 附属明細表

① 有価証券明細表

イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の7(第4項を除く。)の規定に準じた注記を付すこと。

ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。

ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

② 有形固定資産明細表

イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

③ 社債明細表

イ 発行している社債(当期中に償還済みとなったものを含む。)について記載すること。

ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。

ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載すること。

ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④ 借入金等明細表

イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。)について記載すること。

ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤ 引当金明細表

イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

別紙様式第10号の2(第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日提出

商 号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

法第53条第2項若しくは第54条第3項の申請書又は法第56条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業 務 の 状 況

- (1) 当期の日本における信託業務の概要
- (2) 支店において営んでいる業務の種類
- (3) 支店に駐在する役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	支店に駐在する 役員		使 用 人	計
	うち 非 常 勤			
総 数	名	名	名	名

② 国内における代表者及び支店に駐在する役員の状況

役 職 名	氏 名 又 は 名 称

(4) 支店の状況

名 称	所 在 地	役 員 及 び 使 用 人
		名
計 店		計 名

(5) 信託契約代理店の増減

前 期 末	当 期 末	増 減(△)

(6) 株主等の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他(名)		%
計 名		100. 00%

(7) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所 在 地	主要な事業の内容	関 係 内 容

(記載上の注意)

法第53条第2項若しくは第54条第3項の申請書又は法第56条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、(3)②の「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(8) 業務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

不動産								
無形固定資産								
地上権								
不動産の賃借権								
その他の無形固定資産								
その他債権								
買入手形								
コールローン								
現金預け金								
預金								
預け金								
その他の								
共同受託振替勘定								
その他の								
資産合計								

割引手形							
有価証券							
国債							
地方債							
短期社債							
社債							
株式							
外国証券							
その他の証券							
貸付信託受益証券							
投資信託受益証券							
暗号等資産関連有価証券							
電子記録移転有価証券表示権利等							
投資信託外国投資							
信託受益権							
指定金銭信託受益権							
金銭投資基金信託受益権							
年金投資基金信託受益権							
財産形成投资基金							

信託受益権								
貸付信託収益運用 口受益権								
特定信託受益権								
その他の信託受益 権								
電子決済手段(特定信託 受益権を除く。)								
暗号資産								
金銭債権								
生命保険債権								
住宅貸付債権								
その他の金銭債権								
有形固定資産								
動産								
不動産								
無形固定資産								
地上権								
不動産の賃借権								
その他の無形固定 資産								
その他債権								
買入手形								
コレクション								

現金預け金								
現金								
預け金								
その他の								
共同受託振替勘定								
その他の								
資産合計								

(3) 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件 数	うち評価額のあるもの	
		件 数	評 価 額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			
そ の 他			
合 計			

(4) 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信 託 財 産 の 種 類	件 数	元 本 額
金 錢 債 権	貸 付 債 権	
	売 掛 債 権	
	そ の 他	
動 产		
不 动 产		
地 上 権		
不 动 产 の 贷 借 権		
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)		
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)		

商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)		
そ の 他		
合 計		

(5) 信託財産残高表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 錢 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 錢 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 产 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 錢 信 託 以外 の 金 錢 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		電 子 決 済 手 段 の 信 託	
株 式		暗 号 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等 の 信 託	
外 国 証 券		金 錢 債 権 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		動 産 の 信 託	
暗 号 等 資 産 関 連 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
電 子 決 済 手 段 (特 定 信 託 受 益 権 を 除 く。)			
受 託 有 価 証 券			
暗 号 資 産			
金 錢 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 錢 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 产			
不 动 产			
無 形 固 定 資 産			

地　上　　権			
不動産の賃借権			
その他の無固定形資産			
その　他　債　權			
買　入　手　形			
コ　ー　ル　ロ　ー　ン			
現　金　預　け　金			
現　　　　金			
預　　　　金			
そ　の　他			
共　同　受　託　振　替　勘　定			
そ　の　他			
合　　計	合		計

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資　　産	金　額	負　債	金　額
貸　出　金		指　定　金　錢　信　託	
証　書　貸　付		特　定　金　錢　信　託	
手　形　貸　付		年　金　信　託	
割　引　手　形		財　產　形　成　給　付　信　託	
有　価　証　券		貸　付　信　託	
国　　債		投　資　信　託	
地　方　債		金　錢　信　託　以外の金　錢　の信　託	
短　期　社　債		有　価　証　券　の　信　託	
社　　債		電　子　決　済　手　段　の　信　託	
株　　式		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
外　国　証　券		金　錢　債　權　の　信　託	
そ　の　他　の　証　券		動　产　の　信　託	
暗号等資産関連有価証券		土　地　及　び　そ　の　定　着　物　の　信　託	
電　子　記　録　移　転　有　価　証　券 表　示　權　利　等		地　上　權　の　信　託	
投　資　信　託　有　価　証　券		土　地　及　び　そ　の　定　着　物　の	

		賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他の			
合計	合計		

(6) 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	

※ 収益調整益		暗号資産売却損	
※ 投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
投資信託有価証券売却益		有価証券償還損	
暗号資産売却益		※ 収益調整損	
暗号等資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
電子記録移転有価証券表示権利等売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※ 特別留保金繰入	
受入手数料		※ ····	
※ 特別留保金戻入		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		その他の支出	
※ ····		※ 異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※ 異期決算信託収益戻入			
合 計		合 計	

(7) 信託財産の分別管理の状況

番号	資 産 の 区 分	管 理 の 方 法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段(信託の受益権を除く。)	

11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
15	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
16	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
17	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
18	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
19	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

(7) 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番 号	電 子 決 済 手 段 の 種 類	管 理 の 方 法

(7) 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番 号	暗 号 資 産 の 種 類	管 理 の 方 法

(8) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1) 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信 託 の 種 類	信 託 の 残 高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2) 指図を行う者に関する事項

商 号 又 は 名 称	所 在 地	株式の所有関係がある場合には、その内容

(9) 代理店の増減

前 期 末	当 期 末	増 減(△)

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円

		新株予約権
	純資産合計	
資産合計	負債・純資産合計	

(2) 損益計算書

〔年月日から
年月日まで〕

科 目			金額	
			千円	千円
	當業収益			
	信託報酬		×××	×××
	指定金銭信託		×××	
	特定金銭信託		×××	
	年金信託		×××	
	財産形成給付信託		×××	
	貸付信託		×××	
	投資信託		×××	
	電子決済手段の信託		×××	
	金銭信託以外の金銭の信託		×××	
	有価証券の信託		×××	
	暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		×××	
	金銭債権の信託		×××	
	動産の信託		×××	
	土地及びその定着物の信託		×××	
	地上権の信託		×××	
	土地の賃借権の信託		×××	
	包括信託		×××	
	その他の信託		×××	
	その他の當業収益			×××
	信託契約代理業		×××	
	信託受益権販売業		×××	
	その他の		×××	
	當業収益計			×××
	當業費用			
	支払手数料			×××
	広告宣伝費			×××
	公務費			×××
	當業雑経費			×××
	通信費		×××	
	印刷費		×××	

		調 諸 ・ 一 給 役 給 賞 交 寄 旅 租 不 退 貸 固 定 そ 一 營 業 利 益 (又 は 營 業 損 失)	查 会 ・ 業 費 管 理 員 報 料 手 際 付 通 稅 公 動 產 貸 貸 付 費 倒 引 當 金 繩 入 原 價 償 却 費 他 一 般 管 理 費 計	費 費 ・ 計 費 料 酬 當 与 費 金 費 課 料 用 費 入 却 費 他 一 般 管 理 費 計	×××	
		營業外収益			×××	
		受取配当金				
		有価証券利息				
		受取利息				
		有価証券売却益				
		有価証券償還益				
		・	・	・	・	
		營業外収益計				
		營業外費用				
		支払利息				
		有価証券売却損				
		貸倒償却				
		・	・	・	・	
		營業外費用計				
		経常利益(又は経常損失)			×××	
益 の 部	特 別 損	特別利益			×××	
		臨時利益			×××	
		・	・	・	・	

	特 别 利 益 計	× × ×
特 別 損 失	× × ×	
有 價 証 券 評 價 減	× × ×	
臨 時 損 失	× × ×	
・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
特 別 損 失 計	× × ×	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		× × ×
法 人 税 等		× × ×
法 人 税 等 調 整 額		× × ×
当 期 純 利 益(又は当 期 純 損 失)		× × ×

(3) 株主資本等変動計算書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(4) 附 属 明 細 表

① 有価証券明細表

(株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

(債券)

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

(その他)

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	差引当期末残高	
						当期償却額	当期償却額
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘柄	発行年月日	当期末残高	利率	担保	償還期限
		千円	%		
計					

④ 借入金等明細表

区分	当期末残高	平均利率	返済期限
	千円	%	
短期借入金			

1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)			
その他の有利子負債			
計			

⑤ 引当金明細表

区分	前期末残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 (目的使用) 千円	当期減少額 (その他) 千円	当期末残高 千円

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の日本における信託業務の概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 支店において営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。
なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② 国内における代表者及び支店に駐在する役員の状況

当期末現在における国内における代表者及び支店に駐在する役員について記載すること。

(4) 主たる支店その他の支店の状況

当期末現在における国内におけるすべての支店について記載すること。なお、当期中において、支店の設置若しくは廃止があった場合又は支店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(5) 信託契約代理店の増減

増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。

(6) 株主等の状況

当期末現在における上位10位までの株主又は出資者(第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主又は出資者をいう。)及びその他の株主又は出資者について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点

以下第2位まで記載すること。

(7) 親法人等及び子法人等の状況

- ① 当期末現在における親法人等(令第2条第2項に該当する親法人等をいう。)及び子法人等(令第2条第2項に該当する子法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(8) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

また、年金投资基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

① 各種信託の残高

- イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。
- ハ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

- イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

③ 金銭評価の困難な信託

- イ 期中に新規設定された信託について記載すること。

- ロ 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを該当欄に()で注記すること。

④ 流動化を目的とした信託

- イ 期中に新規設定された信託について記載すること。

- ロ 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、

- ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもののいずれかに該当するものをいう。
- ⑤ 信託財産残高表
- イ ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。
 - ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。
 - ハ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
 - ニ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
 - ホ 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の＜参考＞を記載すること。
なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。
- ⑥ 信託財産収支表
- イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
 - ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
 - ハ 信託の収益金の計算期間と事業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。
- ⑦ 信託財産の分別管理の状況
- 「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。
- ⑧ 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項
- (1) 指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高
 - イ 管理型外国信託会社のみ記載すること。
 - ロ 信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。
 - (2) 指図を行う者に関する事項
 - イ 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。)及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であつて、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために

指図を行う者について記載すること。

ロ 「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型外国信託会社のみ記載すること。

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるここと。

(2) 注記事項

会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで(第105条及び第112条ただし書を除く。)の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- ① 繼続企業の前提に関する事項
- ② 重要な会計方針に係る事項
- ③ 貸借対照表等に関する事項
- ④ 損益計算書に関する事項
- ⑤ 株主資本等変動計算書に関する事項
- ⑥ 税効果会計に関する事項
- ⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項
- ⑧ 関連当事者との取引に関する事項
- ⑨ 一株当たり情報に関する事項
- ⑩ 重要な後発事象に関する事項
- ⑪ 連結配当規制適用会社に関する事項
- ⑫ その他の注記

(3) 貸借対照表

- ① 営む業務の全部に関するものと支店において営む業務に関するものをそれぞれ作成すること。
- ② 貸倒引当金
流动資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。
- ③ 有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産
当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ④ 引当金
当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- ⑤ 資本金、資本剰余金
支店において営む業務に関するものについては、持込資本金及び損失準備金(法第55条の規定により積み立てられるものをいう。)を記載すること。
- ⑥ 任意積立金
「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目

をもって記載すること。

(4) 損益計算書

- ① 営む業務の全部に関するものと支店において営む業務に関するものをそれぞれ作成すること。
- ② 特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(5) 株主資本等変動計算書

- ① 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- ② 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- ③ その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- ④ その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- ⑤ 合計欄の記載は省略することができる。
- ⑥ 遷及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遷及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

(6) 附属明細表

- ① 有価証券明細表
 - イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の7(第4項を除く。)の規定に準じた注記を付すこと。
 - ロ 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。
 - ハ 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
 - ニ 「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。
- ② 有形固定資産明細表
 - イ 科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
 - ロ 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

③ 社債明細表

- イ 発行している社債(当期中に償還済みとなったものを含む。)について記載すること。
- ロ 「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。
- ハ 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。
- ニ 当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載すること。
- ホ 貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④ 借入金等明細表

- イ 短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- ロ 「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- ハ 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- ニ 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤ 引当金明細表

- イ 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。
- ロ 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- ハ 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

別紙様式第10号の3(第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

第 期自己信託報告書 (年 月 日から
年 月 日まで) 年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

法第50条の2第3項の申請書又は同条第12項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 当期の業務概要
- (2) 営んでいる業務の種類
- (3) 株主総会決議事項の要旨
- (4) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数

	役員		使用者	計
	うち非常勤			
総数	名	名	名	名
うち信託事務従事者	名	名	名	名

② 役員の状況

役職名	氏名又は名称

(5) 営業所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容

(7) 事務の状況

① 各種信託の残高

(単位：百万円)

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

(3) 金銭評価の困難な信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類	件 数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			
その他			
合計			

(4) 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類	件数	元本額
金銭債権	貸付債権	
	売掛債権	
	その他	
動産		
土地及びその定着物		
地上権		
土地及びその定着物の貸借権		
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)		
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)		
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)		
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)		
その他		
合計		

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		金銭信託	
有価証券		金銭信託以外の金銭の信託	
信託受益権		有価証券の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)		電子決済手段の信託	
暗号資産		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
金銭債権		金銭債権の信託	
有形固定資産		動産の信託	
動産		土地及びその定着物の信託	
不動産		地上権の信託	
無形固定資産		土地及びその定着物の賃借権 の信託	
地上権		包括信託	
不動産の賃借権		その他の信託	
その他の無形固定資産			
その他債権			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
その他			
合計		合計	

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
金銭債権収益		経費	
動産収益		電子決済手段売却損	
不動産収益		有価証券売却損	
電子決済手段売却益		暗号資産売却損	
有価証券売却益		暗号等資産関連有価証券売却損	
暗号資産売却益		電子記録移転有価証券表示権	

		利等売却損	
暗号資産関連有価証券売却益		固定資産売却損	
電子記録移転有価証券表示権利等売却益		有価証券償還損	
固定資産売却益		貸出金償却	
有価証券償却益		有価証券償却	
償却債権取立益		固定資産償却	
受入手数料		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		※ ····	
※ ····		その他の支出	
その他の収入		信託利益	
合 計		合 計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段(信託の受益権を除く。)	
11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
15	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
16	商標権等(商標権又はその専用使用権若	

	しくは通常使用権をいう。)	
17	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
18	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
19	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

(7)2 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管 理 の 方 法

(7)3 履行保証暗号資産の分別管理の状況

番号	暗号資産の種類	管 理 の 方 法

(8) 自己信託の設定状況

(単位：百万円)

符号	—			
設定年月日				
設定の方法				
信託の目的				
信託期間				
設定時の信託財産の第三者調査	財産の種類	価額	調査を行った者の名称	調査結果の報告年月日
		() _____	() () () () () 計	
自己信託の類型	()			
受益者の人数				
受益権の個数				
備考				

2 経理の状況

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託(以下「自己信託」と

いう。)に係る事務及びそれ以外の業務に関する概況、その他重要事項の概要をそれぞれ記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在における自己信託に係る事務及びそれ以外の業務の種類をそれぞれ記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会(これらに準ずる機関)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従事者の役員及び使用人を記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における取締役及び執行役又は業務を執行する社員、会計参与及び監査役について記載すること。法第50条の2第3項の申請書又は同条第12項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(5) 営業所の状況

当期末現在における自己信託に係る事務を行うすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 親法人等及び子法人等の状況

① 当期末現在における親法人等(令第2条第2項に規定する親法人等をいう。)及び子法人等(同項に規定する子法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(7) 事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)を当

初信託財産として行った信託について記載すること。

① 各種信託の残高

- イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。
- ハ 「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

② 各種信託の信託財産別残高表

- イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- ロ 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

③ 金銭評価の困難な信託

- イ 期中に新規設定された信託について記載すること。
- ロ 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを該当欄に()で注記すること。

④ 流動化を目的とした信託

- 期中に新規設定された信託について記載すること。

⑤ 信託財産残高表

- イ ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- ロ 「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。
- ハ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。

ニ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

⑥ 信託財産収支表

- イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
- ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。

⑦ 信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧ 自己信託の設定状況

- イ 「符号」欄については、ハイフンの前に自己信託を設定した事業年度を西暦表示し、ハイフンの後に設定順に通し番号を付すこと。ただし、前事業年度に信託が終了している自己信託については、記載しないことができる。
- ロ 「設定時の信託財産の調査」欄については、法第50条の2第10項の規定に基づき信託財産に属する財産に関する事項の調査について記載すること。また、「第三者

調査を行った者の名称」の括弧には、弁護士等の資格を記載すること。

- ハ 「自己信託の類型」欄については、次の掲げる区分を記載するとともに、括弧には、ピークル型の場合にあっては投資ピークルの種類を、同種内容型の場合にあっては同種内容の信託財産の具体的な内容を記載すること。
- a 「原則型」：1回の自己信託で50人以上の受益者が存在する場合
 - b 「ピークル型」：投資ピークルを介在させ、実質的受益者が50人以上となる場合
 - c 「同種内容型」：同種内容信託(令第15条の2第2項第3号に規定する同種内容信託をいう。以下同じ。)であって、その受益者等の合計数が50人以上となる場合
 - d 「受益権多数発行型」：多数の受益権が発行される場合であって、当該受益権が50人以上に譲渡される可能性がある場合
 - e 「その他」：上記aからdのいずれにも該当しない場合
- ニ 「受益者の人数」欄及び「受益権の個数」欄については、自己信託の類型が原則型以外の場合にあっては、令第15条の2第2項各号に掲げる方法により算出した人数及び個数を記載すること。
- ホ 「備考」欄については、同種内容信託の場合は、当該自己信託以外の自己信託ごとに符号及び受益者等の人数を記載すること。

2 経理の状況

法第50条の2第1項の登録を受けた者の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び附属明細書を添付すること。

別紙様式第10号の4(第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

第 期事業報告書 (年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日提出

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名代表者の役職主たる営業所又は事務所の
所 在 地

(記載上の注意)

法第52条第2項において読み替えて準用する法第8条第1項の規定による申請書又は法第52条第3項の規定により読み替えて適用する法第12条第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 当期の業務概要
- (2) 営んでいる業務の種類
- (3) 株主総会決議事項の要旨
- (4) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数

	役 員	使 用 人		計
		うち	非 常 勤	
総 数	名	名	名	名

② 役員の状況

役 職	名	氏 名 又 は 名 称

(5) 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 業務の状況

- ① 特許権等の受託状況
- ② 特許権等についての民間事業者への実施許諾等の状況
- ③ 特許権等の収益の研究者及び大学への還流の状況

④ 信託財産の分別管理の状況

2 経理の状況

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

当期における営業又は事業活動に関する概況、営業又は事業成績の概況その他営業又は事業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2) 営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。)、特定大学技術移転事業(信託業に該当するものを除く。)及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会(株式会社以外の法人にあっては、これらに準ずる機関)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員(外国法人の場合は、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。)及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員について記載すること。法第52条第2項において読み替えて準用する法第8条第1項の規定による申請書又は法第52条第3項の規定により読み替えて適用する第12条第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(5) 営業所又は事務所の状況

当期末現在におけるすべての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、営業所又は事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所又は事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 業務の状況

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成10年政令第265号)第1条に規定する権利の種類ごとに記載すること。

2 経理の状況

会社法上の会社にあっては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又

は社員資本等変動計算書及び附属明細書(会社法上の会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの)を添付すること。

別紙様式第11号（第42条第2項第2号関係）（令元内府令14・一部改正）

(日本産業規格 A 4)

信託会社の株式保有状況表（ 年 月末日現在）

前期末現在の状況				当期中の移動状況					当期末現在の状況				
銘柄	保有株数	帳簿価額	月末評価額	年月日	売買等の別	数量	単価	取引金額	取引の理由	銘柄	保有株数	帳簿価額	月末評価額

別紙様式第12号（第42条第2項第3号関係）（平18内府令55・平27内府令37・平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

取締役等の兼職及び兼業状況表				
(年 月末日現在)				
兼職又は兼業の承認を受けた取締役			兼職又は兼業の状況	
氏名	役職名	代表権の有無	兼職先の会社名及び役職名又は兼業している事業	兼職先の会社の主たる事業

(記載上の注意)

- 「取締役」とあるのは、指名委員会等設置会社にあっては「執行役」と、外国信託会社にあっては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。
- 法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項、第50条の2第3項、第53条第2項若しくは第54条第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第56条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第13号（第42条第2項第4号関係）（平18内府令55・令元内府令14・一部改正）
(日本産業規格A4)

信託の区分	委託した業務の内容	委 託 先	委託した理由

(記載上の注意)

事業年度末における業務委託の状況を記載すること。

別紙様式第14号(第43条第1項第2号ハ(1)関係)

(日本産業規格A4)

信託財産残高表			
(年 月末現在)			
(単位:百万円)			
資 产		负 債	
科 目	金額	科 目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
外国証券		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
その他の証券		金銭債権の信託	
暗号等資産関連有価証券		動産の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の信託	
信託受益権(特定信託受益権を除く。)		地上権の信託	
特定信託受益権		土地及びその定着物の賃借権 の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)		包括信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			

不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合 計	合		計

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。
2. 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。
3. 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
4. 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
5. 職務分担型共同受託を行っている場合は、以下の＜参考＞を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

＜参考＞

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
外国証券		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
その他の証券		金銭債権の信託	
暗号等資産関連有価証券		動産の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の信託	
信託受益権(特定信託受益権を 除く。)		地上権の信託	
特定信託受益権		土地及びその定着物の賃借権 の信託	
電子決済手段(特定信託受益権 を除く。)		包括信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			

現金預け金			
現金			
預金			
その他			
合	計	合	計

別紙様式第15号(第51条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

財務(支)局長 殿	年 月 日
	申請者(郵便番号) 所在地 電話番号() 商 号 代表者の氏名
登録申請書 信託業法第50条の2第1項の規定に基づき登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)
(ふりがな) 1. 商 号	
2. 資本金の額	別添1のとおり
3. 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員)の氏名	別添2のとおり
4. 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称	別添2—2のとおり
5. 自己信託に係る事務に関する業務の種類	別添3のとおり
6. 上記5. の業務以外の業務を営むときは、その業務の種類	別添3—2のとおり
7. 自己信託に係る事務を行う営業所の名称及び所在地	別添4のとおり

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2 「自己信託」とは、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託をいう(以下同じ。)。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添1：資本金の額)

(第3面)

商号

資 本 金 の 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額を変更した場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員)の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員)に変更があった場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役(監査等委員会設置会社にあっては全取締役、指名委員会等設置会社にあっては全取締役及び全執行役、持分会社にあっては業務を執行する全社員)の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2—2：会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称)

(第4—2面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

会計参与に変更があった場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添3：自己信託に係る事務に関する業務の種類)

(第5面)

商号

(年月日現在)

信託に係る事務に関する業務の種類

(記載上の注意)

業務の種類は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表(第5—2面において「日本標準産業分類」という。)に掲げる細分類により記載すること。

(別添3—2：自己信託に係る事務に関する業務以外に営む業務の種類)

(第5—2面)

商号

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(記載上の注意)

自己信託に係る事務に関する業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第4条第3項第6号に規定する信託受益権売買等業務又は電子決済手段関連業務を営む場合は、その旨も記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添4：自己信託に係る事務を行う営業所の名称及び所在地)

(第6面)

商号

(年月日現在)

名 称	所 在 地

 電話番号() — |

(記載上の注意)

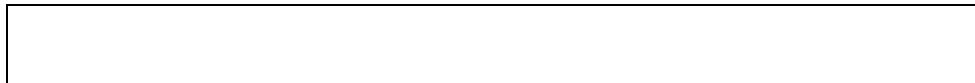
所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

本店その他の営業所に変更があった場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

登録免許税領収書又は収入印紙貼付欄

(第7面)



別紙様式第16号（第53条第1項関係）（平18内府令55・全改、平20内府令16・旧別紙様式
第15号様下・一部改正、平28内府令9・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年　月　日	
財務（支）局長 殿	
申請者（郵便番号　　）	
所在地	
電話番号（　　）　　一	
商号又は名称	
代表者の氏名	
登録申請書	
信託業法第52条第2項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき 登録を申請します。	
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第2面）

※ 登録番号	財務（支）局長 第 号（年 月 日）
1. 商号又は名称 (ふりがな)	
2. 資本又は出資 の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	別添2のとおり
4. 会計参与設置 会社にあって は、会計参与 の氏名又は名 称	別添2-2のとおり
5. 信託業務（特 定大学技術移 転事業に該当 するものに限 る）以外の業 務を営むときは、 その業務 の種類	別添3のとおり

6. 主たる営業所 又は事務所そ の他の営業所 又は事務所の 名称及び所在 地	別添 4 のとおり
--	-----------

(記載上の注意)

「※登録番号」欄には、記載しないこと。

(注意事項)

商号又は名称を変更した場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添 1：資本又は出資の額)

(第3面)

商号又は名称

資本又は出資の額	年　月　日
千円	年　月　日現在

(注意事項)

資本又は出資の額を変更した場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添 2：役員の氏名)

(第4面)

商号又は名称

(　年　月　日現在)

氏 (ふりがな) 名	役 職 名

(記載上の注意)

1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名（役員が法人の場合は名称）及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添 2-2：会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称)

(第4—2面)

商号又は名称

(年月日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

会計参与に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号又は名称

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(記載上の注意)

信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る）以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添4：主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所の名称及び所在地)

(第6面)

商号又は名称

(年月日現在)

名 称	所 在 地
	電話番号 () —

(記載上の注意)

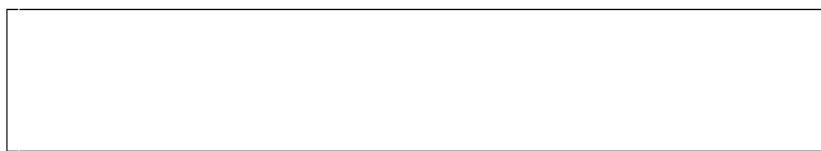
所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面（2部）を添付すること。

登録免許税領収書貼付欄

(第7面)



別紙様式第17号（第54条第1項関係）（平18内府令55・全改、平20内府令16・旧別紙様式第16号様下・一部改正、平28内府令9・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年　月　日	
内閣総理大臣 殿	
申請者（郵便番号　　）	
所在地	
電話番号（　　）　　一	
商　　号	
主たる支店の名称	
国内における代表者の氏名	
免許申請書	
信託業法第53条第2項の規定に基づき免許を申請します。	
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第2面）

(ふりがな) 1. 商号及び本店 の所在地	
2. 資本金の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	別添2のとおり
4. 信託業務以外 の業務をいづ れかの支店に おいて営むと きは、その業 務の種類	別添3のとおり
5. 主たる支店そ の他の支店の 名称及び所在 地	別添4のとおり
6. 国内における 代表者の氏名 及び国内の住 所	別添5のとおり

(注意事項)

商号を変更した場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本金の額)

(第3面)

商号

資 本 金 の 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額を変更した場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：役員の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(記載上の注意)

- 1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名（役員が法人の場合には名称）及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年 月 日現在)

他 に 営 む 業 務 の 種 類

(記載上の注意)

信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の

規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第63条第2項において準用する法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添4：主たる支店その他の支店の名称及び所在地) (第6面)

商号 (年 月 日現在)

名 称	所 在 地
	電話番号 () —

(記載上の注意)

所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

主たる支店その他の支店に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した変更後の全支店の名称及び所在地を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添5：国内における代表者の氏名及び住所) (第7面)

商号 (年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	住 所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

国内における代表者の氏名及び住所に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した国内における代表者の氏名及び住所を記載した書面（2部）を添付すること。

登録免許税領収書貼付欄

（第8面）



別紙様式第18号（第57条第1項関係）（平18内府令55・全改、平20内府令16・旧別紙様式第17号様下・一部改正、平28内府令9・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日	
財務（支）局長 殿	
申請者（郵便番号 ）	
所在地	
電話番号（ ） —	
商 号	
主たる支店の名称	
国内における代表者の氏名	
登録申請書	
信託業法第54条第3項の規定に基づき登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第2面）

※ 登録番号	財務（支）局長 第 号（年 月 日）
(ふりがな) 1. 商号及び本店 の所在地	
2. 資本金の額	別添1のとおり
3. 役員の氏名	別添2のとおり
4. 信託業務以外 の業務をいづ れかの支店に おいて営むと きは、その業 務の種類	別添3のとおり
5. 主たる支店そ の他の支店の 名称及び所在 地	別添4のとおり
6. 国内における 代表者の氏名 及び国内の住 所	別添5のとおり

(記載上の注意)

「※登録番号」欄には、記載しないこと。

(注意事項)

商号を変更した場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添1：資本金の額)

(第3面)

商号

資 本 金 の 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額を変更した場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(別添2：役員の氏名)

(第4面)

商号

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(記載上の注意)

- 1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名（役員が法人の場合には名称）及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号

(年 月 日現在)

他 に 営 む 業 務 の 種 類

(記載上の注意)

信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第63条第2項において準用する法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添4：主たる支店その他の支店の名称及び所在地) (第6面)

商号 (年 月 日現在)

名 称	所 在 地
	電話番号 () -

(記載上の注意)

所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

(注意事項)

主たる支店その他の支店に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した変更後の全支店の名称及び所在地を記載した書面（2部）を添付すること。

(別添5：国内における代表者の氏名及び住所) (第7面)

商号 (年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	住 所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

国内における代表者の氏名及び住所に変更があった場合には、第62条による届出書に、本様式により作成した国内における代表者の氏名及び住所を記載した書面（2部）を添付すること。

登録免許税領収書又は収入印紙貼付欄

（第8面）



別紙様式第19号（第69条関係）（平18内府令55・全改、平19内府令49・一部改正、平20内府令16・旧別紙様式第18号様下・一部改正、平22内府令48・平24内府令46・平28内府令9・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年　月　日
財務（支）局長 殿
申請者（郵便番号　　）
主たる営業所等の住所
電話番号（　　）　　一
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の氏名）
登録申請書
信託業法第68条第1項の規定により登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 主たる営業所等の住所については、本店の住所を記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における主たる営業所等の住所を記載すること。

（第2面）

* 登録番号	財務（支）局長 第 号（年月日）	
1. 法人・個人の別	法人	個人
2. 商号又は名称 (ふりがな)		
3. 氏名 (ふりがな)		
4. 役員の氏名	別添1のとおり	
5. 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2のとおり	
6. 所属信託会社の商号	別添3のとおり	
7. 他に営む業務の種類	別添4のとおり	

8. 個人の登録申請者の兼職状況	別添5のとおり
9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況	別添6のとおり

(記載上の注意)

- 1 「*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」
 - (1) 法人は商号又は名称を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。
 - (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「3. 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

商号、名称又は氏名を変更した場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。

(第3面)

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(記載上の注意)

- 1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。
- 2 申請者が個人である場合は、記載を省略すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式

により作成した変更後の全役員の氏名（役員が法人の場合には名称）及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

（第4面）

（別添2：信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地）

商号、名称又は氏名

（年　月　日現在）

名　　称	所　　在　　地
(主たる営業所又は事務所)	電話番号（　　）一
(従たる営業所又は事務所)	電話番号（　　）一
(従たる営業所又は事務所)	電話番号（　　）一
(従たる営業所又は事務所)	電話番号（　　）一

（記載上の注意）

- 1 主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 2 主たる営業所又は事務所の所在地については、本店の住所を記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における主たる営業所等の住所を記載すること。
- 3 所在地欄には電話番号も併せて記載すること。

（注意事項）

信託契約代理業を行う営業所又は事務所に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての信託契約代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面（2部）を添付すること。

（第5面）

（別添3：所属信託会社の商号）

商号、名称又は氏名

（年　月　日現在）

所　属　信　託　会　社　の　商　号

（記載上の注意）

所属信託会社（法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の

信託業務の兼営等に関する法律第2条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。）の商号又は名称を記載すること。

(注意事項)

所属信託会社に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全所属信託会社の商号又は名称を記載した書面（2部）を添付すること。

(第6面)

(別添4：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

他に営む業務の種類

(記載上の注意)

業務の種類は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表（第7面及び第8面において「日本標準産業分類」という。）に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

他に営む業務の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての他に営む業務の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

(第7面)

(別添5：個人の登録申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類

(記載上の注意)

業務の種類は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

(第8面)

(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

役員の氏名 (ふりがな)	常務に従事し、又は事業を営んでいる他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類

(記載上の注意)

業務又は事業の種類は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

(注意事項)

役員が常務に従事し、又は事業を営んでいる他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類に変更があった場合には、第74条第1項の規定による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事し、又は事業を営んでいる他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営む事業の種類を記載した書面（2部）を添付すること。

登録免許税領収書貼付欄

(第9面)

--

別紙様式第20号(第75条第1項関係)

20 cm 以上	<p>信託契約代理店登録票</p> <p>信託契約代理業</p> <p>登録番号 財務(支)局長 第 号</p> <p>(信託契約代理店の商号、名称又は氏名)</p> <p>(所属信託会社の商号)</p>
----------------	--

(記載上の注意)

- 「所属信託会社の商号」には、所属信託会社(法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項(同法第199条(同法第240条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。)の商号又は名称を記載すること。
- 法附則第16条第4項の規定により法第67条第1項の登録を受けたものとみなされる信託契約代理店にあっては、法附則第16条第6項の規定により登録番号を取得するまでの間は、登録番号に代えて、法附則第16条第4項の規定により法第67条第1項の登録を受けたものとみなされた信託契約代理店である旨を表示すること。

別紙様式第21号(第79条関係)

(日本産業規格A4)

信託契約代理業務に関する報告書

年	月	日から
年	月	日まで

年　月　日提出

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名代表者の役職主たる営業所又は事務所
の　所　在　地

1. 登録年月日及び登録番号

2. 所属信託会社

	委　託　契　約 年　月　日	信　託　会　社　名
①		
②		

3. 役員及び使用人の状況(個人の場合の代表者は、役員欄に記載)

	役　員	うち非常勤	使　用　人	計
			名	名
総　数	名	名	名	名

4. 営業所又は事務所の状況

名　称	所　在　地
計　　店	

5. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

所属信託会社名	締結の代理	締結の媒介	合　計
①			
②			

② 手数料の状況

(単位：百万円)

所属信託会社名	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計

①			
②			

(記載上の注意)

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属信託会社

当期末現在において委託を受けている所属信託会社(法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項(同法第199条(同法第240条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。)との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること(複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。)。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における信託契約代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

4. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

期中に信託契約代理業務として代理・媒介行為を行った契約数を記載すること。

② 手数料の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た信託契約代理業務に係る手数料のうち、代理・媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

5. その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第22号(第79条関係)

(日本産業規格A4)

信託契約代理業務に関する報告書

年 月 日から	()	年 月 日まで
年 月 日提出		

(ふりがな)
氏 名
住 所
 主たる営業所又は事務所
 の 所 在 地

1. 登録年月日及び登録番号

2. 所属信託会社

	委 託 契 約 年 月 日	信 託 会 社 名
①		
②		

3. 使用人の状況

	使 用 人	計
総 数	名	名

4. 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地
主たる営業所又は事務所	
計 店	

5. 信託契約代理業の実施状況

① 取扱件数

所属信託会社名	締結の代理	締結の媒介	合 計
①			
②			

② 手数料の状況

(単位:百万円)

所属信託会社名	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
①			
②			

(記載上の注意)

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属信託会社

当期末現在において委託を受けている所属信託会社(法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項(同法第199条(同法第240条の規定により適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。)との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること(複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。)。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 使用人の状況

当期末現在における信託契約代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

4. 信託契約代理業務の実施状況

① 取扱件数

期中に信託契約代理業務として代理・媒介行為を行った契約数を記載すること。

② 手数料の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、期中に所属信託会社から得た信託契約代理業務に係る手数料のうち、代理・媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

5. その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第23号（第80条の15関係）（平21内府令78・追加、平24内府令46・平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年月日提出

業務に関する報告書

第期（年月日から年月日まで）

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（）-

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目次

- 1 紛争解決等業務の概要
- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
- 3 組織に関する事項
- 4 紛争解決委員及び役職員の増減
- 5 役員の氏名等
- 6 他の事業の種類及び内容
- 7 役員の兼職状況
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
- 9 意思決定機関の状況
- 10 加入信託会社等等の状況
- 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
 - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
- 12 他の指定紛争解決機関との連携の状況
- 13 その他特記事項

（記載上の注意）

- 1 法第85条の3第1項の指定申請書又は法第85条の18第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧

氏及び名のみを記載することができる。

2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

1 紛争解決等業務の概要

--

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 一 電話番号 () 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 一 電話番号 () 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 一 電話番号 () 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 一 電話番号 () 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 一 電話番号 () 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 一 電話番号 () 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区分	前期末	当期末	増減
紛争解決委員			
役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他の			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

5 役員の氏名等

(フリガナ)	職名又は呼称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	略歴	備考
氏名又は商号 若しくは名称				
生年月日				
年月日				
年月日				

(記載上の注意)

- 1 法第85条の3第1項の指定申請書又は法第85条の18第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
 - 2 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。
 - 3 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
 - 4 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地（役員が他の事業を営んでいるときはその旨）	事業の種類又は法人の業務の種類

(記載上の注意)

- 1 法第85条の3第1項の指定申請書又は法第85条の18第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当

該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 2 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 3 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 4 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	議決権の割合	主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の別	議決権が株式である場合は株式の数
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の

五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第80条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入信託会社等の状況

(1) 信託会社等

番号	商 号	本店の所在地	加入年月日

(2) 信託会社等以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）

(单位:件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(单位:件)

計								

(記載上の注意)

- 1 「類型」には、苦情処理手続を実施した手続対象信託業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。
- ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上—3月未満	
3月以上—6月未満	
6月以上	
計	

(単位：件)

手續実施方法	件数
面 談	
電 話	
電 子 メール	
ファクシミリ	
文 書 の 送 付	
そ の 他	

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受 付 事 件 内 訳					
新 受	前期の未済	既 濟		未 濟	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

(記載上の注意)

- 「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(单位:件)

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計
計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）

(単位：人)

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

(記載上の注意)

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した手続対象信託業務関連紛争の種類

をそれぞれ記載すること。

- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
 - 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。
- エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

所要期間	件数
1ヶ月未満	
1ヶ月以上—3ヶ月未満	
3ヶ月以上—6ヶ月未満	
6ヶ月以上—1年未満	
1年以上—2年未満	
2年以上	
計	

(単位：件)

所要回数	件数
1回	
2回	
3回	
4回	
5—10回	
11回以上	
計	

(単位：件)

手續実施方法	件数
面談	
面談以外	電話
	電子メール
	ファクシミリ
	文書の送付
	その他
	小計

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

(3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）

(単位：千円)

料金・負担金		
料金額		負担金額
苦情処理手続	紛争解決手続	計

(4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				

手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
そ の 他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

13 その他特記事項

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。